

国民保護法に基づく避難実施要領のパターン

平成 25 年 12 月 作成

令和 1 年 12 月	一部修正	令和 2 年 3 月	一部修正
令和 5 年 3 月	一部修正		

羽咋市

目 次

1. 避難実施要領作成の目的	・ ・ ・ 1
2. 避難実施要領に関する基本方針	
(1) 避難実施要領の位置づけ	
(2) 避難実施要領に定める事項	
(3) 避難実施要領パターンの作成	
3. 避難実施要領パターン別モデル	
パターン1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（着上陸侵攻事案）	・ ・ ・ 2
パターン事例（着上陸侵攻事案）	・ ・ ・ 5
パターン2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（突発的な事案）	・ ・ ・ 14
パターン事例（突発的な事案）	・ ・ ・ 17
パターン3 弾道ミサイル攻撃の場合	・ ・ ・ 26
パターン事例（弾道ミサイル攻撃）	・ ・ ・ 29
パターン4 航空機攻撃の場合	・ ・ ・ 38
パターン事例（航空機攻撃）	・ ・ ・ 39
パターン5 原子力関連施設等が攻撃目標になりうる場合	・ ・ ・ 48
パターン事例（原子力関連施設等が攻撃目標）	・ ・ ・ 50

1. 避難実施要領作成の目的

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）では、国が緊急の必要があると認める際に警報を発令するとともに、住民の避難措置を講ずるよう指示を出した上で、都道府県知事が避難指示を行うこととなっているが、迅速かつ正確な避難の指示及び地方公共団体における対応が必要となっている。

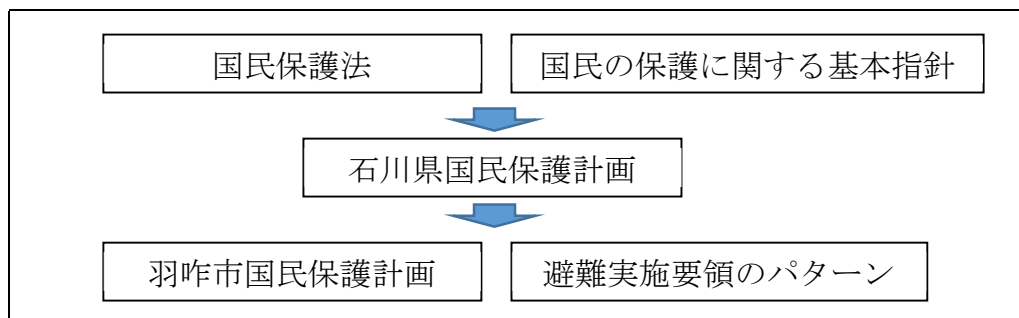
このため、「国民の保護に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。）においては、市町村は消防庁が作成するマニュアルを参考に、避難実施要領のパターンを作成するよう努めるものとされている。

したがって、羽咋市においても武力攻撃事態や緊急対処事態が発生した場合、または、発生するおそれがある場合は、市は、国民保護計画に基づき、迅速かつ的確に避難の指示、避難誘導等を実施しなければならない。

市は、あらかじめ避難実施要領のパターンを準備しておくものとされていることから、以下の 5 つのパターンについて作成したものである。

- （１）ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（着上陸侵攻事案）
- （２）ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（突発的な事案）
- （３）弾道ミサイル攻撃の場合
- （４）航空攻撃の場合
- （５）原子力関連施設等が攻撃目標になりうる場合

計画の位置づけ



2. 避難実施要領に関する基本指針

（１）避難実施要領の位置づけ

市長は、住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

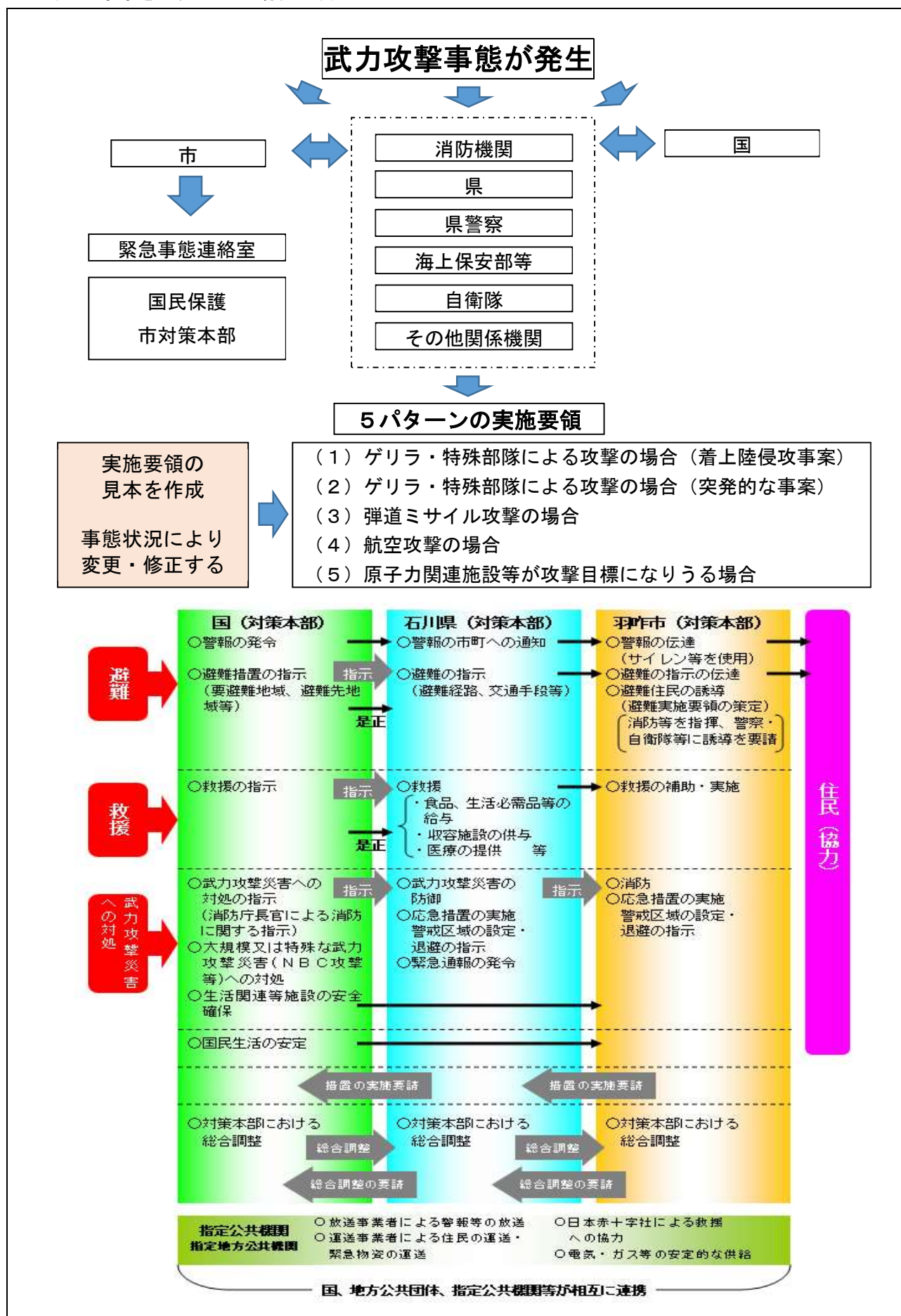
（２）避難実施要領に定める事項

- ①避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ②避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

（３）避難実施要領パターン別モデルの作成

市の各執行機関、消防機関、石川県、警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関と意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施パターンをあらかじめ作成しておくものとする。

※ 武力攻撃事態が発生した場合の流れ



3. 避難実施要領パターン別モデル

パターン1

避難実施要領

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（着上陸侵攻事案）

羽 咋 市

1 事態の状況

国の対策本部長は、武装艦船等が〇〇地区沖合において停泊し、武装工作員の上陸による攻撃の可能性あることを踏まえ（又は、海上での戦闘が発生している状況）、警報を発令し、〇〇地区を要避難地区とする避難措置の指示を行った。

知事は、避難措置に基づき、避難の指示を行った。

市は、住民に対し、警報の発令、避難指示等を広報するとともに、住民がとるべき行動等について周知し、住民の避難を行う。

- ①一般的に地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。
- ②敵国による船舶、戦闘機の集結状況、侵攻する部隊の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

2 全般的方針

- （１）市は、〇〇地区の住民に対して、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達し、情報提供を行う。
- （２）比較的時間の余裕がある場合は、一時集合場所に徒歩により集まり、市の手配した車両により当該区域外へ避難することを基本とする。
- （３）避難方法については、警報の内容等とあわせて、各現場で活動する警察、自衛隊及び海上保安部等の情報や助言により、修正、変更を行うこととする。
- （４）新たな情報が国から発出された場合には、速やかにその内容を伝達する。

留意事項

- ①避難時における交通渋滞や混乱対策として、警察等の関係機関とあらかじめ、地域特性を踏まえた対応策を協議、調整しておく。
- ②時間的余裕がないと判断される場合は、住民各自の自家用車等による、区域外への避難することを検討する。
- ③自家用車等による避難を実施する場合は、各自で避難することが困難な住民への対応として、市はバス等の車輛を手配し、残留者が出ないような避難方法を行う。
- ④事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難が必要である。
- ⑤国対策本部から、３ヶ月以内の某国による大規模な着上陸侵攻予測及び避難措置の指示、県からの具体的な避難の指示に伴い、県外への大規模な避難が必要となる事態が想定される。
- ⑥県外避難完了までに「２ヶ月以内」という長期間を想定した避難を基本指針に示している。

3 市の体制

市は、ゲリラ・特殊部隊等による武力攻撃事態及び緊急対処事態等に対し、羽咋市国民保護対策本部を設置し、迅速で的確な措置を講じる。

留意事項

- ①特殊部隊等の着上陸侵攻事態となる場合又は、警報や避難指示等が発令された場合は、全職員の動員体制で、情報の伝達、避難誘導、救護活動等の応急対応を行う。
- ②事態の状況変化に迅速に対応できるよう、関係機関と情報の共有に努め、迅速な判断を行う。
また、政府の現地対策本部が設置された場合は、連絡のための職員を派遣する。
- ③特に、応急対応の初動期は消防、警察、関係機関等と緊密な連携を図り、迅速、的確かつ一体的に国民防護措置を実施する。
- ④現場における事態の状況変化に迅速に対応するとともに、現場における判断を迅速に行えるよう、必要に応じて、現地調整所を設ける。
- ⑤誘導等にあたる職員は、腕章等を着用し、身分証明書、携帯電話、警笛等を携帯し、冷静沈着に、毅然として活動する。
- ⑥屋外の防災活動にあたる場合、住民及び誘導員等の安全確保を最優先して行う。また、不審な事象等を発見した場合、警察へ通報し対策本部へ連絡する。
- ⑦生物化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導等にあたる市職員、消防署員及び消防団員等に防護服、マスク等を着用する。

4 避難誘導の方法

- (1) ○○地区の住民○○人を、○時○分を目途に各地区の一時集合場所である、公民館、町会館、公園等に集合させ、○時○分以降に、市、県の調達した車輛等により、□□市□□体育館へ避難させる。
- (2) 公民館等の一時集合場所までの避難は、徒歩によるものとし、車使用は、自らの避難が困難な「避難行動要支援者」に限ることとする。
- (3) 一時集合場所に集合することが困難と判断される場合は、住民各自の自家用車等による、区域外への避難とする。
なお、この場合においても、自家用車等で避難することができない住民対応として、県との調整のうえ、バス等を調達し、当該区域外への避難を実施する。
- (4) 避難対象地区以外については、当面の間、屋内退避とする。

留意事項

- ①対象地域の住民には、警報や避難指示等の内容を、防災行政無線、広報車等を用いて広く伝達する。その際、消防署、消防団、警察等のあらゆる手段を活用する。
- ②避難実施の際には、報道機関へ情報を提供するとともに、各町会長、各自主防災組織代表者、消防団長及び地元消防団分団長へ避難実施を伝達し、住民への広報を依頼する。
- ③避難行動支援者へ連絡するとともに、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施内容を伝達し、協力を依頼する。
- ④避難誘導にあたっては、一時集合場所、避難路の要所及び避難先施設等に職員を配置し、避難誘導や各種の連絡調整を行う。
- ⑤避難方法については、警報の内容等とあわせて、各現場で活動する警察、自衛隊及び海上保安部等の情報や助言等により、適宜、修正、変更を行うこととする。
- ⑥避難措置の指示、避難の指示等の内容が変更された場合、適宜、当該避難実施要領等も修正、変更するものとする。
- ⑦住民へは、近隣に声掛けするなど協力して避難するよう呼びかけるとともに、電気、ガス、水道等の元栓を閉め、戸締りを行うよう周知する。
- ⑧市は、関係機関や住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者には、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

5 避難住民の受入、救護活動の支援

- (1) 避難先は、□□市□□体育館とする。
- (2) 避難先施設に職員を派遣し、避難住民登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水の支給を行う。

6 負傷者、死者の対応

- (1) 住民に負傷者、死亡者が発生した場所には、〇〇地点に設置された臨時救護所及び〇〇病院等へ誘導又は、搬送する。
- (2) NBC 攻撃（核兵器・生物兵器・化学兵器）による負傷、死傷の場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員等が救護所及び〇〇病院等へ誘導、搬送する。

7 その他の留意点

- ①事態が沈静化していない地域や核兵器・生物兵器・化学兵器等に汚染された地域への対応は、専門的な装備を有する他機関に要請する。
- ②避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。また、夜間においては、照明を配置し、住民の不安を和らげることも必要である。

様 式	(記載例) 避 難 実 施 要 領 羽咋市長 ○○ ○○ ○月 ○日 ○時 ○分現在
※国の避難措置の指示、県の避難の指示によって内容を変更する。 避難の時期、避難経路、交通手段を国、県が市に指示するので変更する。	

1 警報の内容	
着上陸侵攻の兆候がある	
発生時刻	20 年 ○月 ○日 ○○○ 頃
発生場所	— 付近
実効の主体	○○○ 国
事案の概要	日本海に面する某国○○港に大規模な部隊の集結が認められる。
気象状況	天候：晴れ 気温： 18℃ 風向： 南西 風速： 10m/s
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項) 日本国政府は、某国の部隊終結を捉え、これを武力攻撃予測事態と判断し、直ちに武力攻撃事態対処法第9条に基づく対処方針を定めるとともに、内閣に武力攻撃事態等対策本部（以下、国対策本部）を設置した。 国対策本部は、3ヶ月以内に大規模な着上陸侵攻があると予測し、自衛隊に水際迎撃の準備を指示するとともに、着上陸の想定箇所、侵攻経路の県及び市町に対し、国民保護対策本部の設置及び他県への避難措置の指示を発した。	
弾道ミサイルの着弾後	
発生時刻	20 年 ○月 ○日 ○○○ 頃
発生場所	羽咋市○○町 付近
実効の主体	○○○ 国
気象状況	天候：晴れ 気温： 18℃ 風向： 南西 風速： 10m/s
事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項 武装工作部隊が、○○海岸・○○漁港の複数地点から侵入し、侵攻を行っている。 周辺海域で武装不審船の攻撃や紛争が発生しており、被害は市全域及び周辺市町への影響も大きいものと考えられる。また、避難期間も長期間になる可能性もあることを考慮する必要がある。	

2 避難の指示	
県からの避難の指示内容	
上陸侵攻前	
県は侵攻経路にあたることが予測されるため、国対策本部より、国民保護対策本部の設置及び国道○号沿線の市町に対し、県外への避難措置の実施指示を受けた。 これに基づき、県は○○市、○○町の各市町の住民に対し、2ヶ月以内に県外避難を行うよう指示した。	
侵攻後	
県は、市に対する武装工作員の潜伏の可能性を考慮し、警報を発令。 市全域を要避難地域とする避難措置の指示を行う。	

3 避難誘導の概要	
市からの指示(要避難地域、避難先地域、措置の概要、避難の方法等)	
上陸侵攻前	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	市は国対策本部より国民保護対策本部の設置指示を受けた。また、県より〇〇県〇〇市、〇〇市へ全住民を避難させるよう指示を受けたため、直ちに体制を整え、避難実施要領の作成に着手した。
避難開始日時	—
完了予定日時	—
侵攻後	
要避難地域	〇〇 地域（別紙：地域特性に関する説明）
避難施設	〇〇施設、〇〇施設
避難先と避難誘導の方針	市全域の住民及び市域内にいる者を市外の避難施設へ避難させる。
避難開始日時	〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇
完了予定日時	—

4 事態の特性で留意すべき事項
上陸侵攻前
(1) 事態の特性 ①県外避難を必要とする。 ②2ヶ月程度の時間的な余裕があり、計画的な避難が可能である。 ③戦闘状態になる前に避難を行うため、国民保護措置に従事する者の安全が確保される。
侵攻後
(1) 事態の特性 ①武装工作部隊は、大量殺傷物質等を含んだ攻撃も行う可能性がある。 ②攻撃による火災などの二次災害も懸念される。 (2) 地域特性 ①武装部隊が潜伏している可能性があるため、複数人で避難し、周りに注意を払う必要がある。

5 要避難地域周辺の地図
住宅地地図を準備
(1) 要避難地域全域の地図 ①海岸を中心にした地図をA0サイズで準備。 ②災害対策本部に5部、現地調整所に2部の合計7部を準備し、担当職員に持たせる。 (2) 各町会の住宅地図 ①残留者の調査に使用するため、A4サイズで準備。 ②調査用に2部、避難所に2部の合計4部を準備し、担当職員に持たせる。

6 関係機関の措置

上陸侵攻前

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。	
石川県危機対策課	076-225-1482	
羽咋消防署	0767-22-7812	
羽咋警察署	0767-22-0110	
陸上自衛隊第 1 4 普通科連隊 金沢海上保安庁		
侵攻後		
措置の概要	①警察：侵攻された地域周辺の警戒活動。 ②消防：住民への広報活動、避難誘導活動。 ③その他関係機関：道路管理者。	
連絡調整先	市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。	
職員の派遣	①県対策本部：市職員 2 名を派遣 ②現地調整所：市職員 2 名を派遣 ※国の現地対策本部が設置された場合も職員を派遣する。	

7 職員・住民への説明（基本事項）

上陸侵攻前

- (1) 職員への説明会：〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇～ 〇〇会議室
- (2) 住民への説明会：地区ごとに町会長・役員を対象
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日 11 公民館
- ①歩行困難者等で、自家用車で避難できる者、自力避難できない者
- ②一般の住民で、自家用車で避難できる者、自力避難できない者
- ③自力避難できない者への避難方法の周知 など

侵攻後

- (1) 職員への説明会：〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇～ 〇〇会議室
(2) 住民への説明会：地区ごとに町会長を対象に電話連絡。
①歩行困難者等で、自家用車で避難できる者、自力避難できない者の避難方法
②一般の住民で、自家用車で避難できる者、自力避難できない者の避難方法
③自力避難できない者への避難方法の周知 など

8 住民の行動（基本事項）

上陸侵攻前

（１）避難開始時期及び完了目標

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①歩行困難者等で、自家用車で避難できる者 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 |
| ②歩行困難者等で、自力避難できない者 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 |
| ③一般の住民で、自家用車で避難できる者 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 |
| ④一般の住民で、自力避難できない者 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 |
| ⑤国民保護措置の従事者 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 |

（２）避難のための交通手段

- | | |
|----------------------|------------|
| ①歩行困難者等で、自家用車で避難できる者 | 自家用車 |
| ②歩行困難者等で、自力避難できない者 | 県、医療機関調達車両 |
| ③一般の住民で、自家用車で避難できる者 | 自家用車 |
| ④一般の住民で、自力避難できない者 | 借上げバス |
| ⑤国民保護措置の従事者 | 自家用車、公用車 |

侵攻後

- （１）自力歩行が困難な高齢者等に対しては、福祉事業所の車両にて避難。
- （２）要避難地域内の病院及び避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う。
- （３）避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施。

9 避難に際しての留意事項

（１）避難方法の調査等

- ①町会説明後、避難者数・避難方法についての調査書を全戸配布し、町会ごとに取りまとめる。
- ②調査書には、世帯主、世帯員、生年月日、安否確認時の情報提供の是非、指定避難所以外に避難する場合はその住所と連絡先などを記入してもらう。
- ③指定日以外の日時に避難を希望する場合は、その者の氏名、理由、希望日を記入。
- ④調査書は、市職員が町会長宅へ集めに行く。
- ⑤残留希望者、町会未加入者に対しては、町会長、市職員が説明を行う。

（２）事前届出等

- ①自家用車にて避難する者は、事前に届出を行い、通行許可証を受け取る。
- ②事前届出、通行許可証を掲示しない者の通行規制の解除は行わない。
- ③事前届出の期間：〇月〇日〇〇：〇〇～〇月〇日〇〇：〇〇までとする。

（３）借上げバスでの避難時の手荷物等

- ①一人で携行でき、座った時にひざの上に載せられるものまでとする。

（１）避難行動

- ①金銭・貴重品、マイナンバーカードや運転免許証など身分証明証。
- ②最小限の着替えや日用品、非常持出し品等を携行する。

10 避難の方法に関する事項（法第 61 条第 2 項第 1 号）			
要避難地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
要避難者数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
うち避難行動要支援者数	〇名	〇名	〇名
外国人等の数	〇名	〇名	
避難先地域	〇〇	〇〇	〇〇
一時集合場所及び集合方法	直接避難	直接避難	直接避難
集合時間	〇〇時を目途	〇〇時を目途	〇〇時を目途
避難経路	国道〇〇号	国道〇〇号	市道〇〇号線
避難手段	自家用車・徒歩	自家用車・徒歩	自家用車・徒歩
避難開始日時			

11 避難住民の誘導に関する事項（法第 61 条第 2 項 2 号）			
職員の配置場所 （自力避難ができない者）	〇〇中学校	〇〇公民館	〇〇小学校
職員の配置人数	〇名	〇名	〇名
職員間の連絡方法	MCA無線 モバイル 周辺の地図	MCA無線 モバイル 周辺の地図	MCA無線 モバイル 周辺の地図
市民の避難誘導方針	避難バスによる集団避難		
避難行動要支援者の 避難誘導方針			
残留者の確認方法			

12 避難の実施に関し必要な事項（法第 61 条第 2 項第 3 号）				
一時集合 避難施設	名称	〇〇中学校	〇〇公民館	〇〇小学校
	所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
	連絡先	****-**-****	****-**-****	****-**-****
避難に当たっての留意事項		（携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援）		
追加情報の伝達方法				

13 避難施設（県外避難施設）			
避難先地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
避難施設名	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C
所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
収容可能人数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
連絡先	****-**-****	****-**-****	****-**-****
連絡担当者	〇〇〇〇 ****-****-****	〇〇〇〇 ****-****-****	〇〇〇〇 ****-****-****
その他注意事項			

14 県外避難施設への事前職員配置			
避難先地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
避難場所	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C
集合時間	〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇
所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
連絡担当者	〇〇〇〇 ***-***-***	〇〇〇〇 ***-***-***	〇〇〇〇 ***-***-***
公用車	ハイゼット〇〇〇〇	ハイゼット〇〇〇〇	ハイゼット〇〇〇〇

15 交通規制など		
交通規制	実施者の確認	羽咋警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度
	規制場所	自衛隊の水際迎撃作戦に係る区域への立入禁止。
警備体制	実施者の確認	羽咋警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。

16 支援物資の提供方法		
支援物資	広報車による配送	—
	避難所担当職員による配送	—
	業者による配送	—

17 避難手段		
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（要支援者用の車）	
輸送手段の詳細	種類（車種等）	
	台数	
	輸送可能人数	
	連絡先	
輸送力の配分		
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、避難施設まで市が準備する福祉車両で搬送を行う。
	移動手段がない者	一時集合場所から避難バスで避難を行う。
	その他（けが人等）	市内の病院及び隣接市の病院と調整し、救急車・ドクターヘリによる搬送を行う。

18 避難経路（県対策本部から指示された経路・交通手段）		
緊急輸送道路	のと里山海道	通行 可 ・ 否
	国道１５９号	通行 可 ・ 否
	国道２４９号	通行 可 ・ 否
	国道４１５バイパス	通行 可 ・ 否
	県道若部千里浜インター線の一部	通行 可 ・ 否
主要な県・市道	県道２号線	通行 可 ・ 否
	県道若部千里浜インター線の一部	通行 可 ・ 否
	市道羽咋２８６号線	通行 可 ・ 否
	市道越路野９７号線他（サンセットライン）	通行 可 ・ 否

19 誘導職員の配置方法

避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として、配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。

連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。

①報告・連絡・相談

避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行う。

現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。

②配置場所

避難場所（避難者の誘導・連絡を行う）

主要な交差点（警察署と協力する）

※配置図・配置表を作成し、職員名と連絡先を記載する。

配置人数	現地調整所	2 名（公用車で移動）	
	避難場所近く	2 名（公用車で移動）	
	主要な交差点	1 名（公用車で移動）	
携帯品	MCA 無線・食料・飲料水・防護服		
※配置表	要避難地域	〇〇地区	
	〇〇避難所	ライフ 〇〇〇〇・〇〇〇〇	***-***-***・MCA
	国道〇号中央町	パジェロ 〇〇〇〇	***-***-***・MCA
	県道〇号線猫の目	ハイゼット 〇〇〇〇	***-***-***・MCA
	市道〇号線太田	クリッパー 〇〇〇〇	***-***-***・MCA

20 誘導に際しての留意事項	
職員の心得 安全確保・服装	①避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ②防災服、反射ベストなどを着用すること。 ③避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 ④正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ⑤判断に迷った場合は現地調整所に報連相を行い、指示を仰ぐ。 ⑥避難誘導の際には、風下を避けるとともに、手袋、帽子、ゴーグル、マスクなどを準備すること。

21 情報伝達	
伝達ツール	防災行政無線、広報車、安全・安心メール、羽咋市ホームページ、LINE（SNS）、防災アプリなど
避難実施要領の住民への伝達方法	①担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ②爆心地に特に近接する〇〇地区に住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。 ③担当職員は、要避難地域内に在る町会長、自主防災会長などに情報を伝達し、住民への周知を依頼する。 ④民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織、福祉事業所などと連携し、要配慮者への伝達を行う。 ⑤報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。 ⑥非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオなどを活用し、情報の収集に努めるよう促す。

22 残留者の確認方法	
確認者	市職員・消防署員・消防団・町会役員
開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇 開始
終了時間	〇月〇日 〇〇：〇〇 までに活動を終了
場所	〇〇地区（〇〇町、〇〇町） 〇〇地区（〇〇町、〇〇町、〇〇町）
方法	①広報車、防災無線による呼びかけ ②戸別訪問（住宅地図・住民一覧を準備）
措置	①残留者に対し、避難するよう説得する。 ②残留の状況について把握しておく。

23 避難行動要支援者の避難方法			
避難行動要支援者への支援	実施単位	〇〇地区	〇〇地区
	対象者	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別対応	身体状況に応じ個別対応
	輸送手段	市保有車両及び福祉事業者へ協力依頼	市保有車両及び福祉事業者へ協力依頼
	避難経路	国道〇号ほか	国道〇号ほか
	避難先	〇〇施設、〇〇施設 個別避難計画による	〇〇施設、〇〇施設 個別避難計画による
	開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇
	完了予定	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇

まとめ		
24 避難誘導の確認		
着弾時刻	〇月〇日 〇〇 : 〇〇	
気象状況	天候 : 晴れ 気温 : 18℃ 風向 : 南西 風速 : 10m/s	
羽咋市災害対策本部	〇月〇日 〇〇 : 〇〇 設置	
避難指示時刻	〇月〇日 〇〇 : 〇〇	
広報方法	防災行政無線 広報車 安全・安心メール 羽咋市ホームページ LINE (SNS) 防災アプリ	
避難指示地区	〇〇地区 〇〇町、〇〇町、〇〇町	〇〇地区 〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町
対象世帯数	〇〇世帯	〇〇世帯
要避難者数	〇〇人	〇〇人
避難行動要支援者数	〇人(避難者数のうち)	〇人(避難者数のうち)
外国人等の数	〇〇人(登録のある人数)	〇〇人(登録のある人数)
避難所	〇〇施設	〇〇施設
避難者数	〇〇人/〇〇人収容予定	〇〇人/〇〇人収容予定
一時避難場所	〇〇施設	〇〇施設
避難経路	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可
職員配置	避難所 〇〇名 避難誘導 〇〇名	避難所 〇〇名 避難誘導 〇〇名
職員装備品	MCA無線 ほか	MCA無線 ほか
広域避難先	〇〇市〇〇町 〇〇施設 受入れの可否 可・否	〇〇市〇〇町 〇〇施設 受入れの可否 可・否
集団避難の集合場所	〇〇施設	〇〇施設
支援物資の発注	〇月〇日 〇〇 : 〇〇 品目	〇月〇日 〇〇 : 〇〇 品目
支援物資の配布	—	—
広域避難指示時刻	〇月〇日 〇〇 : 〇〇	
広報方法	防災行政無線 広報車 安全・安心メール 羽咋市ホームページ LINE (SNS) 防災アプリ	
避難経路	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可
職員配置	避難誘導 〇〇名	避難誘導 〇〇名
残留者の確認	職員、消防署員、消防団員 〇月〇日 〇〇 : 〇〇 開始	職員、消防署員、消防団員 〇月〇日 〇〇 : 〇〇 開始
集団避難車両 要請日時	バス 〇〇台 〇月〇日 〇〇 : 〇〇	バス 〇〇台 〇月〇日 〇〇 : 〇〇
避難開始時間	〇月〇日 〇〇 : 〇〇	〇月〇日 〇〇 : 〇〇
避難完了予定	〇月〇日 〇〇 : 〇〇	〇月〇日 〇〇 : 〇〇

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（突発的な事案）

羽 咋 市

1 事態の状況

国の対策本部長は、〇〇地区において武装工作員による攻撃が発生し、戦闘が継続している（又は、可能性がある状況）ことを踏まえ警報を発令し、〇〇地区を要避難地区とする避難措置の指示を行った。

知事は、避難措置に基づき、避難の指示を行った。

市は、住民に対し、警報の発令、避難指示等を広報するとともに、住民がとるべき行動等について周知し、住民の避難を行う。

- ①事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ②少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大する恐れがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。
※ダーティボム：汚い爆弾または放射性物質散布装置とは、放射性物質を拡散する爆弾または装置である。核爆発の効果による被害を目的とする核兵器と異なり、炸薬などの爆発や非爆発手法によって、放射性の汚染物質を拡散させ被害を発生させる。

2 全般の方針

- （１）〇〇地区の住民等に対して、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達し、情報提供を行う。
- （２）武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。
- （３）武装工作員による攻撃が、当該地域において一時的に収束した場合には、警察、自衛隊及び海上保安部等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。
その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、自衛官等からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせる。
- （４）新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

留意事項

- ①ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- ②戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- ③屋内避難は、NBC 攻撃（核兵器・生物兵器・化学兵器）と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときに行う。
- ④屋内避難は、敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

3 市の体制

市は、ゲリラ・特殊部隊等による武力攻撃事態及び緊急処理事態等に対し、羽咋市国民保護対策本部を設置し、迅速で的確な措置を講じる。

留意事項

- ①特殊部隊等の武力攻撃が行われ、警報や避難指示等が発令された場合は、全職員の動員体制で、情報の伝達、避難誘導、救護活動及び被害対処等の応急対応を行う。
- ②事態の状況変化に迅速に対応できるよう、関係機関と情報の共有に努め、迅速な判断を行う。また、政府の現地対策本部が設置された場合は、連絡のための職員を派遣する。
- ③特に、応急対応の初動期は消防、警察、関係機関等と緊密な連携を図り、迅速、的確かつ一体的に国民防護措置を実施する。
- ④現場における事態の状況変化に迅速に対応するとともに、現場における判断を迅速に行えるよう、必要に応じて、現地調整所を設ける。
- ⑤誘導等にあたる職員は、腕章等を着用し、身分証明書、携帯電話、警笛等を携帯し、冷静沈着に、毅然として活動する。
- ⑥屋外の防災活動にあたる場合、住民及び誘導員等の安全確保を最優先して行う。また、不審な事象等を発見した場合、警察へ通報し対策本部へ連絡する。
- ⑦生物化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導等にあたる市職員、消防署員及び消防団員等に防護服、マスク等を着用する。

4 避難誘導の方法

- (1) ○○地区の住民○○人を、○時○分を目途に各地区の一時集合場所である、公民館、町会館、公園等に集合させ、○時○分以降に、市の手配した車輛により、□□市□□体育館へ避難させる。
- (2) 公民館等の一時集合場所までの避難は、徒歩によるものとし、車使用は、歩行困難など要介護者等に限ることとする。
- (3) 一時集合場所に集合することが困難と判断される場合は、住民各自の自家用車等による、区域外への避難とする。
なお、この場合においても、自家用車等で避難することができない住民対応として、県との調整のうえ、バス等を調達し、当該区域外への避難を実施する。
- (4) ○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内退避とする。

留意事項

- ①対象地域の住民には、警報や避難指示等の内容を、防災行政無線、広報車等を用いて広く伝達する。その際、消防署、消防団、警察等のあらゆる手段を活用する。
- ②避難実施の際には、報道機関へ情報を提供するとともに、各町会長、各自主防災組織代表者、消防団長及び地元消防団分団長へ避難実施を伝達し、住民への広報を依頼する。
- ③避難行動支援者へ連絡するとともに、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施内容を伝達し、協力を依頼する。
- ④避難誘導にあたっては、一時集合場所、避難路の要所及び避難先施設等に職員を配置し、避難誘導や各種の連絡調整を行う。
- ⑤避難方法については、警報の内容等とあわせて、各現場で活動する警察、自衛隊及び海上保安部等の情報や助言等により、適宜、修正、変更を行うこととする。
- ⑥避難措置の指示、避難の指示等の内容が変更された場合、適宜、当該避難実施要領等も修正、変更するものとする。
- ⑦住民へは、近隣に声掛けするなど協力して避難するよう呼びかけるとともに、電気、ガス、水道等の元栓を閉め、戸締りを行うよう周知する。

- ⑧市は、関係機関や住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者には、特別な理由がない限り、非難を行うよう説得を行う。
- ⑨当該地域全体で自家用車による避難を実施する場合は、近隣住民と乗り合わせるなどして、住民が協力して避難するよう周知する。
- ⑩避難時における交通渋滞や混乱対策として、警察等の関係機関とあらかじめ、地域特性を踏まえた対応策を協議、調整しておく。
- ⑪服装や携行品等から不審者と判断される場合は、市対策本部、警察官、関係機関等に通報するよう促す。

- (1) 避難先は、□□市□□体育館とする。
- (2) 避難先施設に職員を派遣し、避難住民登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水の支給を行う。

5 避難住民の受入、救護活動の支援

6 負傷者、死者の対応

- (1) 住民に負傷者、死亡者が発生した場所には、〇〇地点に設置された臨時救護所及び〇〇病院等へ誘導又は、搬送する。
- (2) NBC 攻撃（核兵器・生物兵器・化学兵器）による負傷、死傷の場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員等が救護所及び病院等へ誘導、搬送する。

7 その他の留意点

- ①事態が沈静化していない地域や核兵器・生物兵器・化学兵器等に汚染された地域への対応は、専門的な装備を有する他機関に要請する。
- ②避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。また、夜間においては、照明を配置し、住民の不安を和らげることも必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃のパターン

様 式	(記載例) 避 難 実 施 要 領
	羽咋市長 ○○ ○○
	○月 ○日 ○時 ○分現在
※国の避難措置の指示、県の避難の指示によって内容を変更する。 避難の時期、避難経路、交通手段を国、県が市に指示するので変更する	

1 警報の内容	
計画の把握	
発生時刻	20 年 ○月 ○日 ○○○ 頃
発生場所	志賀原子力発電所 付近
実効の主体	上陸侵攻を行ったと思われる武装工作員
事案の概要	拘束された武装工作員の供述により、爆破計画が認められる。 被害は現在までのところなし
気象状況	天候：晴れ 気温： 18℃ 風向： 南西 風速： 10m/s
事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項 被害は市全域及び周辺市町への影響も大きいものと考えられる。また、避難期間も長期間になる可能性もあることを考慮する必要がある。	
対策本部設置後	
発生時刻	20 年 ○月 ○日 ○○○ 頃
発生場所	志賀原子力発電所 付近
実効の主体	上陸侵攻を行ったと思われる武装工作員
気象状況	天候：晴れ 気温： 18℃ 風向： 南西 風速： 10m/s
事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項 武装工作部隊が、○○海岸・○○漁港の複数地点から侵入し、潜伏している。	

2 避難の指示
県からの避難の指示内容
計画の把握
県は、国対策本部より、国民保護対策本部の設置及び国道○号沿線の市町に対し、県外への避難措置の実施指示を受けた。 これに基づき、県は○○市、○○町の各市町の住民に対し、避難を行うよう指示した。
対策本部設置後
県は、市に対する武装工作員の潜伏の可能性を考慮し、警報を発令。 市全域を要避難地域とする避難措置の指示を行う。

3 避難誘導の概要	
市からの指示(要避難地域、避難先地域、措置の概要、避難の方法等)	
計画の把握	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	市は国対策本部より国民保護対策本部の設置指示を受けた。また、県より〇〇県〇〇市、〇〇市へ全住民を避難させるよう指示を受けたため、直ちに体制を整え、避難実施要領の作成に着手した。
避難開始日時	—
完了予定日時	—
対策本部設置後	
要避難地域	〇〇 地域（別紙：地域特性に関する説明）
避難施設	〇〇施設、〇〇施設
避難先と避難誘導の方針	市全域の住民及び市域内にいる者を市外の避難施設へ避難させる。
避難開始日時	〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇
完了予定日時	—

4 事態の特性で留意すべき事項	
計画の把握	
(1) 事態の特性 ①志賀原子力発電所の爆破計画がある。 ②上陸した武装工作部隊が潜伏、攻撃する恐れがある。 ③緊急事態になる前に避難を行い、警察及び自衛隊と連携し安全を確保しながら実施。	
対策本部設置後	
(1) 事態の特性 ①武装工作部隊は、大量殺傷物質等を含んだ攻撃も行う可能性がある。 ②攻撃による火災などの二次災害も懸念される。 (2) 地域特性 ①武装部隊が潜伏している可能性があるため、複数人で避難し、周りに注意を払う必要がある。	

5 要避難地域周辺の地図	
住宅地地図を準備	
(1) 要避難地域全域の地図 ①海岸を中心にした地図をA0サイズで準備。 ②災害対策本部に5部、現地調整所に2部の合計7部を準備し、担当職員に持たせる。 (2) 各町会の住宅地図 ①残留者の調査に使用するため、A4サイズで準備。 ②調査用に2部、避難所に2部の合計4部を準備し、担当職員に持たせる。	

6 関係機関の措置		
上陸侵攻前		
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。	
石川県危機対策課	076-225-1482	
羽咋消防署	0767-22-7812	
羽咋警察署	0767-22-0110	
陸上自衛隊第 1 4 普通科連隊 金沢海上保安庁		
侵攻後		
措置の概要	①警察：交通規制、避難車両の誘導、社会秩序の維持。 ②消防：住民への広報活動、避難誘導活動。 ③自衛隊：志賀原子力発電所周辺地域を警戒 ④その他関係機関：道路管理者。	
連絡調整先	市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。	
職員の派遣	①県対策本部：市職員 2 名を派遣 ②現地調整所：市職員 2 名を派遣 ※国の現地対策本部が設置された場合も職員を派遣する。	

7 職員・住民への説明（基本事項）	
上陸侵攻前	
(1) 職員への説明会：〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇～ 〇〇会議室 (2) 住民への説明会：地区ごとに町会長・役員を対象 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日 11 公民館 ①歩行困難者等で、自家用車で避難できる者、自力避難できない者 ②一般の住民で、自家用車で避難できる者、自力避難できない者 ③自力避難できない者への避難方法の周知 など	
侵攻後	
(1) 職員への説明会：〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇～ 〇〇会議室 (2) 住民への説明会：地区ごとに町会長を対象に電話連絡。 ①歩行困難者等で、自家用車で避難できる者、自力避難できない者の避難方法 ②一般の住民で、自家用車で避難できる者、自力避難できない者の避難方法 ③自力避難できない者への避難方法の周知 など	

8 住民の行動（基本事項）

上陸侵攻前

（１）避難開始時期及び完了目標

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①歩行困難者等で、自家用車で避難できる者 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 |
| ②歩行困難者等で、自力避難できない者 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 |
| ③一般の住民で、自家用車で避難できる者 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 |
| ④一般の住民で、自力避難できない者 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 |
| ⑤国民保護措置の従事者 | 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 |

（２）避難のための交通手段

- | | |
|----------------------|------------|
| ①歩行困難者等で、自家用車で避難できる者 | 自家用車 |
| ②歩行困難者等で、自力避難できない者 | 県、医療機関調達車両 |
| ③一般の住民で、自家用車で避難できる者 | 自家用車 |
| ④一般の住民で、自力避難できない者 | 借上げバス |
| ⑤国民保護措置の従事者 | 自家用車、公用車 |

侵攻後

- （１）自力歩行が困難な高齢者等に対しては、福祉事業所の車両にて避難。
- （２）要避難地域内の病院及び避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う。
- （３）避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施。

9 避難に際しての留意事項

（１）避難方法の調査等

- ①町会説明後、避難者数・避難方法についての調査書を全戸配布し、町会ごとに取りまとめる。
- ②調査書には、世帯主、世帯員、生年月日、安否確認時の情報提供の是非、指定避難所以外に避難する場合はその住所と連絡先などを記入してもらう。
- ③指定日以外の日時に避難を希望する場合は、その者の氏名、理由、希望日を記入。
- ④調査書は、市職員が町会長宅へ集めに行く。
- ⑤残留希望者、町会未加入者に対しては、町会長、市職員が説明を行う。

（２）事前届出等

- ①自家用車にて避難する者は、事前に届出を行い、通行許可証を受け取る。
- ②事前届出、通行許可証を掲示しない者の通行規制の解除は行わない。
- ③事前届出の期間：〇月〇日〇〇：〇〇～〇月〇日〇〇：〇〇までとする。

（３）借上げバスでの避難時の手荷物等

- ①一人で携行でき、座った時にひざの上に載せられるものまでとする。

（１）避難行動

- ①金銭・貴重品、マイナンバーカードや運転免許証など身分証明証。
- ②最小限の着替えや日用品、非常持出し品等を携行する。

10 避難の方法に関する事項（法第 61 条第 2 項第 1 号）			
要避難地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
要避難者数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
うち避難行動要支援者数	〇名	〇名	〇名
外国人等の数	〇名	〇名	
避難先地域	〇〇	〇〇	〇〇
一時集合場所及び集合方法	直接避難	直接避難	直接避難
集合時間	〇〇時を目途	〇〇時を目途	〇〇時を目途
避難経路	国道〇〇号	国道〇〇号	市道〇〇号線
避難手段	自家用車・徒歩	自家用車・徒歩	自家用車・徒歩
避難開始日時			

11 避難住民の誘導に関する事項（法第 61 条第 2 項 2 号）			
職員の配置場所 （自力避難ができない者）	〇〇中学校	〇〇公民館	〇〇小学校
職員の配置人数	〇名	〇名	〇名
職員間の連絡方法	MCA無線 モバイル 周辺の地図	MCA無線 モバイル 周辺の地図	MCA無線 モバイル 周辺の地図
市民の避難誘導方針	避難バスによる集団避難		
避難行動要支援者の 避難誘導方針			
残留者の確認方法			

12 避難の実施に関し必要な事項（法第 61 条第 2 項第 3 号）				
一時集合 避難施設	名称	〇〇中学校	〇〇公民館	〇〇小学校
	所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
	連絡先	*****-**-*****	*****-**-*****	*****-**-*****
避難に当たっての留意事項		（携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援）		
追加情報の伝達方法				

13 避難施設（県外避難施設）			
避難先地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
避難施設名	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C
所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
収容可能人数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
連絡先	*****-**-*****	*****-**-*****	*****-**-*****
連絡担当者	〇〇〇〇 ***-*****-*****	〇〇〇〇 ***-*****-*****	〇〇〇〇 ***-*****-*****
その他注意事項			

14 県外避難施設への事前職員配置			
避難先地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
避難場所	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C
集合時間	〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇
所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
連絡担当者	〇〇〇〇 ***-***-***	〇〇〇〇 ***-***-***	〇〇〇〇 ***-***-***
公用車	ハイゼット〇〇〇〇	ハイゼット〇〇〇〇	ハイゼット〇〇〇〇

15 交通規制など		
交通規制	実施者の確認	羽咋警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度
	規制場所	自衛隊の水際迎撃作戦に係る区域への立入禁止。
警備体制	実施者の確認	羽咋警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。

16 支援物資の提供方法		
支援物資	広報車による配送	—
	避難所担当職員による配送	—
	業者による配送	—

17 避難手段		
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（要支援者用の車）	
輸送手段の詳細	種類（車種等）	
	台数	
	輸送可能人数	
	連絡先	
輸送力の配分		
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、避難施設まで市が準備する福祉車両で搬送を行う。
	移動手段がない者	一時集合場所から避難バスで避難を行う。
	その他（けが人等）	市内の病院及び隣接市の病院と調整し、救急車・ドクターヘリによる搬送を行う。

18 避難経路（県対策本部から指示された経路・交通手段）		
緊急輸送道路	のと里山海道	通行 可 ・ 否
	国道１５９号	通行 可 ・ 否
	国道２４９号	通行 可 ・ 否
	国道４１５バイパス	通行 可 ・ 否
	県道若部千里浜インター線の一部	通行 可 ・ 否
主要な市道	県道２号線	通行 可 ・ 否
	県道若部千里浜インター線の一部	通行 可 ・ 否
	市道羽咋２８６号線	通行 可 ・ 否
	市道越路野９７号線他（サンセットライン）	通行 可 ・ 否

19 誘導職員の配置方法

避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として、配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。

連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。

①報告・連絡・相談

避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行う。

現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。

②配置場所

避難場所（避難者の誘導・連絡を行う）

主要な交差点（警察署と協力する）

※配置図・配置表を作成し、職員名と連絡先を記載する。

配置人数	現地調整所	2名（公用車で移動）	
	避難場所近く	2名（公用車で移動）	
	主要な交差点	1名（公用車で移動）	
携帯品	MCA無線・食料・飲料水・防護服		
※配置表	要避難地域	〇〇地区	
	〇〇避難所	ライフ 〇〇〇〇・〇〇〇〇	***-*****-***・MCA
	国道〇号中央町	パジェロ 〇〇〇〇	***-*****-***・MCA
	県道〇号線猫の目	ハイゼット 〇〇〇〇	***-*****-***・MCA
	市道〇号線太田	クリッパー 〇〇〇〇	***-*****-***・MCA

20 誘導に際しての留意事項	
職員の心得 安全確保・服装	①避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ②防災服、反射ベストなどを着用すること。 ③避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 ④正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ⑤判断に迷った場合は現地調整所に報連相を行い、指示を仰ぐ。 ⑥避難誘導の際には、風下を避けるとともに、手袋、帽子、ゴーグル、マスクなどを準備すること。

21 情報伝達	
伝達ツール	防災行政無線、広報車、安全・安心メール、羽咋市ホームページ、LINE（SNS）、防災アプリなど
避難実施要領の住民への伝達方法	①担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ②爆心地に特に近接する〇〇地区に住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。 ③担当職員は、要避難地域内に在る町会長、自主防災会長などに情報を伝達し、住民への周知を依頼する。 ④民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織、福祉事業所などと連携し、要配慮者への伝達を行う。 ⑤報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。 ⑥非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオなどを活用し、情報の収集に努めるよう促す。

22 残留者の確認方法	
確認者	市職員・消防署員・消防団・町会役員
開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇 開始
終了時間	〇月〇日 〇〇：〇〇 までに活動を終了
場所	〇〇地区（〇〇町、〇〇町） 〇〇地区（〇〇町、〇〇町、〇〇町）
方法	①広報車、防災無線による呼びかけ ②戸別訪問（住宅地図・住民一覧を準備）
措置	①残留者に対し、避難するよう説得する。 ②残留の状況について把握しておく。

23 避難行動要支援者の避難方法			
避難行動要支援者への支援	実施単位	〇〇地区	〇〇地区
	対象者	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別対応	身体状況に応じ個別対応
	輸送手段	市保有車両及び福祉事業者へ協力依頼	市保有車両及び福祉事業者へ協力依頼
	避難経路	国道〇号ほか	国道〇号ほか
	避難先	〇〇施設、〇〇施設 個別避難計画による	〇〇施設、〇〇施設 個別避難計画による
	開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇
	完了予定	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇

まとめ		
24 避難誘導の確認		
着弾時刻	〇月〇日 〇〇：〇〇	
気象状況	天候：晴れ 気温：18℃ 風向：南西 風速：10m/s	
羽咋市災害対策本部	〇月〇日 〇〇：〇〇 設置	
避難指示時刻	〇月〇日 〇〇：〇〇	
広報方法	防災行政無線 広報車 安全・安心メール 羽咋市ホームページ LINE（SNS） 防災アプリ	
避難指示地区	〇〇地区 〇〇町、〇〇町、〇〇町	〇〇地区 〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町
対象世帯数	〇〇世帯	〇〇世帯
要避難者数	〇〇人	〇〇人
避難行動要支援者数	〇人（避難者数のうち）	〇人（避難者数のうち）
外国人等の数	〇〇人（登録のある人数）	〇〇人（登録のある人数）
避難所	〇〇施設	〇〇施設
避難者数	〇〇人/〇〇人収容予定	〇〇人/〇〇人収容予定
一時避難場所	〇〇施設	〇〇施設
避難経路	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可
職員配置	避難所 〇〇名 避難誘導 〇〇名	避難所 〇〇名 避難誘導 〇〇名
職員装備品	MCA無線 ほか	MCA無線 ほか
広域避難先	〇〇市〇〇町 〇〇施設 受入れの可否 可・否	〇〇市〇〇町 〇〇施設 受入れの可否 可・否
集団避難の集合場所	〇〇施設	〇〇施設
支援物資の発注	〇月〇日 〇〇：〇〇 品目	〇月〇日 〇〇：〇〇 品目
支援物資の配布	—	—
広域避難指示時刻	〇月〇日 〇〇：〇〇	
広報方法	防災行政無線 広報車 安全・安心メール 羽咋市ホームページ LINE（SNS） 防災アプリ	
避難経路	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可
職員配置	避難誘導 〇〇名	避難誘導 〇〇名
残留者の確認	職員、消防署員、消防団員 〇月〇日 〇〇：〇〇 開始	職員、消防署員、消防団員 〇月〇日 〇〇：〇〇 開始
集団避難車両 要請日時	バス 〇〇台 〇月〇日 〇〇：〇〇	バス 〇〇台 〇月〇日 〇〇：〇〇
避難開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇
避難完了予定	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇

避難実施要領

弾道ミサイル攻撃の場合

羽 咋 市

1 事態の状況、避難の必要性

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。知事は、避難措置に基づき、避難の指示を行った。

市は、住民に対し、警報発令、避難指示等を伝達するとともに、住民がとるべき行動等について周知し、住民の避難を行う。

屋内避難を行わせる際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。

留意事項

①実際に弾道ミサイルが発射されたときに、住民が迅速に対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意すること及びその場合に住民がとるべき行動について周知しておく。

※弾道ミサイル落下時の行動については、内閣官房国民保護ポータルサイトの「弾道ミサイル落下時の行動について」に具体的な避難行動が示されており、住民がとるべき行動について記載されている。

②実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するという意識が住民に定着していることが重要となる。

③弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して住民に対して、より入念な説明を行うことが必要である。

2 市の体制

市は、弾道ミサイルによる武力攻撃事態及び緊急処理事態等に対し、羽咋市国民保護対策本部を設置し、適切な措置を講じる。

留意事項

①実際に弾道ミサイルが発射され、警報等が発令された場合は、全職員の動員体制で、情報の伝達、避難誘導、救護活動及び被害対処等の応急対応を行う。

②特に、応急対応の初動期は消防、警察、関係機関等と緊密な連携を図り、迅速、的確かつ一体的に国民防護措置を実施する。

③誘導等にあたる職員は、腕章等を着用し、身分証明書、携帯電話、警笛等を携帯し、冷静沈着に、毅然として活動する。

④屋外の防災活動にあたる場合、住民及び誘導員等の安全確保を優先する。また、不審な事象等を発見した場合、警察へ通報するか対策本部へ連絡する。

⑤生物化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導等にあたる市職員、消防署員及び消防団員等に防護服、マスク等を着用させる。

3 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射され、市域が着弾予測地域に含まれる場合においては、市は防災行政無線、広報車等を最大限に活用し、速やかに住民に警報の発令、避難の指示等を伝達し、住民を屋内等に避難させる。

留意事項

- ①住民が、テレビ、ラジオ、防災行政無線等から情報を確認し、避難時には誘導員等の指示に従い、落ち着いて行動するよう周知する。
- ②弾道ミサイル発射の警報が発令されたときの住民がとるべき対応は、あらかじめ周知徹底する。
住民がとるべき対応（避難行動）については、近傍の屋内に避難することとし、可能な限りコンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましい。
屋内避難では、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気をできるだけ遮断される状態になるように周知する。
- ③弾道ミサイル発射の警報が発令されたときは、車両内に在る者に対しては、車両を道路外の場所にとめるよう周知する。
ただし、やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法で止めるよう周知する。
- ④外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰（ガラス張りの建築物の下は避ける）に留まるとともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。
- ⑤避難するときは、電気、ガス、水道等の元栓を閉め、戸締りを行うよう周知する。
- ⑥要避難地域以外の住民は、外出を控え避難の交通確保に協力するよう周知する。
- ⑦防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトや羽咋市公式サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させるよう努める。
- ⑧着弾予測地域（近隣の県も含む）や通過予想地域の場合は、全国瞬時警報システム（J-alert）により防災行政無線のサイレンが自動起動し緊急放送が行われ、かつ羽咋市安全・安心メールによる情報伝達が行われ、状況に応じて市からの放送が行われることを周知する。
- ⑨住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線や羽咋市安全・安心メール、テレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
※自ら避難することが困難な者や、警報の発令内容の伝達が難しい外国人等への対応として、「災害対策法」上の要配慮者を参考にすることとされている。

弾道ミサイルが着弾した場合、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知するとともに、着弾地点周辺には、一般の住民は、近づかないように周知する。
また、着弾後の状況を踏まえ、速やかに避難等の指示を発令する。

4 着弾時の対応

弾道ミサイル着弾後について、NBC弾頭である可能性や原子力施設への攻撃を想定する。

留意事項

- ①住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡するよう周知する。
- ②着弾地点周辺及びその風下となる地域について、具体的に避難措置の支持が行われる。

5 その他の留意点

- ①自力での歩行が困難な避難行動要支援者は、迅速な屋内避難についての問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行っておく。
- ②住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、集客施設や店舗等に対して、協力をお願いする。
- ③避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。また、夜間においては、照明を配置し、住民の不安を和らげることも必要である。

6 伝達方法について

- ①ミサイルの発射情報については、国から伝達された情報を市としても住民に確実に情報を伝達することが重要であると考えられる。防災行政無線、消防防災メール等による呼びかけが想定される。

弾道ミサイルのパターン

様 式	(記載例) 避 難 実 施 要 領
	羽咋市長 ○○ ○○
	○月 ○日 ○時 ○分現在
※国の避難措置の指示、県の避難の指示によって内容を変更する。 避難の時期、避難経路、交通手段を国、県が市に指示するので変更する	

1 警報の内容	
弾道ミサイルの発射前	
発生時刻	20 年 ○月 ○日 ○○○ 頃
発生場所	― 付近
実効の主体	○○○ 国
事案の概要	弾道ミサイルの発射準備が認められる。
気象状況	天候：晴れ 気温： 18℃ 風向： 南西 風速： 10m/s
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)	
実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、市民に対して、刑法の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民のとるべき行動について周知する。	
弾道ミサイルの着弾後	
発生時刻	20 年 ○月 ○日 ○○○ 頃
発生場所	羽咋市○○町 付近
実効の主体	○○○ 国
気象状況	天候：晴れ 気温： 18℃ 風向： 南西 風速： 10m/s
事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項 羽咋市内にミサイルが着弾、NBC弾（核・生物・科学兵器）の可能性あり。人的・物的被害は確認中。	

2 避難の指示
①県からの避難の指示内容
発射前
内閣総理大臣は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオからの情報収集に努める。
着弾後
内閣総理大臣は、○日、○時○分頃に羽咋市○町付近において発生した爆発について、○○国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の羽咋市○○地区及びその風下となる○○地区を要避難地域として、避難措置の指示を行った。

3 避難誘導の概要	
②市からの指示(要避難地域、避難先地域、措置の概要、避難の方法等)	
発射前	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ市民のいる場所の直近の堅牢な建物、地階等の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	—
完了予定日時	—
着弾後	
要避難地域	〇〇 地域（別紙：地域特性に関する説明）
避難施設	〇〇施設、〇〇施設
避難先と避難誘導の方針	爆心地に近い要避難地域の〇〇地区、〇〇地区の住民約〇〇名に対して、直ちに周辺地区から離れ、本日〇〇：〇〇を目途に、避難施設〇〇、〇〇へ一時避難を指示 風下の〇〇地区の住民〇〇名に対して、本日〇〇時を目途に、避難施設〇〇、〇〇へ一時避難を指示。その他の地区は屋内退避を継続。
避難開始日時	〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇
完了予定日時	—

4 事態の特性で留意すべき事項
発射前
事態の特性 ①自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 ②担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 ③市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設などに対して協力を依頼する。
着弾後
事態の特性 ①弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。 ②地域除染が必要となった場合は、屋内避難が数日にわたる可能性がある。 ③要避難地域の住民の状況把握が困難。 ④化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難。 地域の特性 ①地域の結びつきが強く町内会単位の行動が期待できる。また、要支援者の避難には、町内と連携して介助者を派遣して避難を行う。 時期による特性 ①低気圧の影響により降雨の可能性がある。

5 要避難地域周辺の地図
住宅地地図を準備
(1) 要避難地域全域の地図 ①着弾地点を中心にした地図をA0サイズで準備。 ②災害対策本部に5部、現地調整所に2部の合計7部を準備し、担当職員に持たせる。 (2) 各町会の住宅地図 ①残留者の調査に使用するため、A4サイズで準備。 ②調査用に2部、避難所に2部の合計4部を準備し、担当職員に持たせる。

6 関係機関の措置		
発射前		
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。	
石川県危機対策課 羽咋消防署 羽咋警察署 陸上自衛隊第 1 4 普通科連隊 金沢海上保安庁	076-225-1482 0767-22-7812 0767-22-0110	
着弾後		
措置の概要	①市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、県警察、消防機関、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現地調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整にあたる。 ②近傍地域に除染所を開設。消防が消防警戒区域の設定、救助、検知、除染準備を実施。 ③警察が交通規制、検知、除染準備を実施。 ④自衛隊に災害派遣要請し、除染中。 ⑤市対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動ついて県と調整。 ⑥重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受け入れ先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れ調整を行う。	
連絡調整先	市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私 の団体等関係機関に伝達する。	
職員の派遣	①県対策本部：市職員 2 名を派遣 ②現地調整所：市職員 2 名を派遣 ※国の現地対策本部が設置された場合も職員を派遣する。	

7 住民の行動（基本事項）	
発射前	
（１）屋内にいる場合 ①非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。 ②屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。 ③現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠しブレーカーを切る。 ④出火防災対策を行う。 ⑤危険動物の逸走対策を行う。 ⑥その他必要と認められる事項	
（２）屋内にいない場合 ①徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ②車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。 ③原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難な時は、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 ④周辺で着弾音等不審な音を聞いたときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は県警察に連絡する。	
着弾後	
（１）集合場所への移動は原則として徒歩により行う。 （２）担当職員は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。 （３）町内ごとの避難場所には、各世帯、事業所等の単位で移動する。 （４）自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例によって避難させる。 （５）市民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。 （６）避難の指示があったら、出火防止対策を行い、施錠等を行う。 （７）隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難する。	
8 避難に際しての留意事項	
避難の心得 安全確保・服装	①金銭・貴重品、マイナンバーカードや運転免許証など身分証明証。 ②最小限の着替えや日用品、非常持出し品等を携行する。 ③避難の際には、風下を避けるとともに、手袋、帽子、ゴーグル、マスクなどを準備し、着用すること。 ④降雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要。
避難所での対応	①避難所に到着した場合は、自主防災組織のリーダー、町会長などのものと集合する。 ②体調不良の場合は、体調の変調に注意し、悪化した場合は救急車を呼ぶ。

9 避難の方法に関する事項（法第 61 条第 2 項第 1 号）			
要避難地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
要避難者数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
うち避難行動要支援者数	〇名	〇名	〇名
外国人等の数	〇名	〇名	
避難先地域	〇〇	〇〇	〇〇
一時集合場所及び集合方法	直接避難	直接避難	直接避難
集合時間	〇〇時を目途	〇〇時を目途	〇〇時を目途
避難経路	国道〇〇号	国道〇〇号	市道〇〇号線
避難手段	自家用車・徒歩	自家用車・徒歩	自家用車・徒歩
避難開始日時			

10 避難住民の誘導に関する事項（法第 61 条第 2 項 2 号）			
職員の配置場所	〇〇中学校	〇〇公民館	〇〇小学校
職員の配置人数	〇名	〇名	〇名
職員間の連絡方法	MCA 無線 モバイル 周辺の地図	MCA 無線 モバイル 周辺の地図	MCA 無線 モバイル 周辺の地図
市民の避難誘導方針			
避難行動要支援者の 避難誘導方針			
残留者の確認方法			

11 避難の実施に関し必要な事項（法第 61 条第 2 項第 3 号）				
避難施設	名称	〇〇中学校	〇〇公民館	〇〇小学校
	所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
	連絡先	*****-**-*****	*****-**-*****	*****-**-*****
避難に当たっての留意事項		（携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援）		
追加情報の伝達方法				

12 避難施設			
避難先地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
避難施設名	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C
所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
収容可能人数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
連絡先	*****-**-*****	*****-**-*****	*****-**-*****
連絡担当者	〇〇〇〇 ****-*****-*****	〇〇〇〇 ****-*****-*****	〇〇〇〇 ****-*****-*****
その他注意事項	全施設を利用 他の利用は無い	全施設を利用 他の利用は無い	全施設を利用 他の利用は無い

13 一時集合場所			
避難先地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
一時集合場所	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C
集合時間	〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇
所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
収容可能人数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
連絡先	****-**-****	****-**-****	****-**-****
連絡担当者	〇〇〇〇 ***-****-****	〇〇〇〇 ***-****-****	〇〇〇〇 ***-****-****
その他注意事項	全施設を利用 他の利用は無い	全施設を利用 他の利用は無い	全施設を利用 他の利用は無い

14 交通規制など		
交通規制	実施者の確認	羽咋警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。
警備体制	実施者の確認	羽咋警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。

15 支援物資の提供方法		
支援物資	広報車による配送	—
	避難所担当職員による配送	—
	業者による配送	—

16 避難手段		
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（要支援者用の車）	
輸送手段の詳細	種類（車種等）	
	台数	
	輸送可能人数	
	連絡先	
輸送力の配分		
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、避難施設まで市の裕車両による搬送を行う。
	その他（けが人等）	市内の病院及び隣接市の病院と調整し、救急車・ドクターヘリによる搬送を行う。

17 避難経路（県対策本部から指示された経路・交通手段）		
緊急輸送道路	のと里山海道	通行 可 ・ 否
	国道１５９号	通行 可 ・ 否
	国道２４９号	通行 可 ・ 否
	国道４１５バイパス	通行 可 ・ 否
	県道若部千里浜インター線の一部	通行 可 ・ 否
主要な市道	県道２号線	通行 可 ・ 否
	県道若部千里浜インター線の一部	通行 可 ・ 否
	市道羽咋２８６号線	通行 可 ・ 否
	市道越路野９７号線他（サンセットライン）	通行 可 ・ 否

18 誘導職員の配置方法			
避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として、配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。			
連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。			
①報告・連絡・相談			
避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行う。			
現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。			
②配置場所			
避難場所（避難者の誘導・連絡を行う）			
主要な交差点（警察署と協力する）			
※配置図・配置表を作成し、職員名と連絡先を記載する。			
配置人数	現地調整所	2名（公用車で移動）	
	避難場所近く	2名（公用車で移動）	
	主要な交差点	1名（公用車で移動）	
携帯品	MCA無線・食料・飲料水・防護服		
※配置表	要避難地域	〇〇地区	
	〇〇避難所	ライフ 〇〇〇〇・〇〇〇〇	***-*****-***・MCA
	国道〇号中央町	パジェロ 〇〇〇〇	***-*****-***・MCA
	県道〇号線猫の目	ハイゼット 〇〇〇〇	***-*****-***・MCA
	市道〇号線太田	クリッパー 〇〇〇〇	***-*****-***・MCA

19 誘導に際しての留意事項	
職員の心得 安全確保・服装	①避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ②防災服、反射ベストなどを着用すること。 ③避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 ④正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ⑤判断に迷った場合は現地調整所に報連相を行い、指示を仰ぐ。 ⑥避難誘導の際には、風下を避けるとともに、手袋、帽子、ゴーグル、マスクなどを準備すること。

20 情報伝達	
伝達ツール	防災行政無線、広報車、安全・安心メール、羽咋市ホームページ、LINE（SNS）、防災アプリなど
避難実施要領の住民への伝達方法	①担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ②爆心地に特に近接する〇〇地区に住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。 ③担当職員は、要避難地域内に在る町会長、自主防災会長などに情報を伝達し、住民への周知を依頼する。 ④民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織、福祉事業所などと連携し、要配慮者への伝達を行う。 ⑤報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。 ⑥非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオなどを活用し、情報の収集に努めるよう促す。

21 残留者の確認方法	
確認者	市職員・消防署員・消防団・町会役員
開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇 開始
終了時間	〇月〇日 〇〇：〇〇 までに活動を終了
場所	〇〇地区（〇〇町、〇〇町） 〇〇地区（〇〇町、〇〇町、〇〇町）
方法	①広報車、防災無線による呼びかけ ②戸別訪問（住宅地図・住民一覧を準備）
措置	①残留者に対し、避難するよう説得する。 ②残留の状況について把握しておく。

22 避難行動要支援者の避難方法			
避難行動要支援者への支援	実施単位	〇〇地区	〇〇地区
	対象者	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別対応	身体状況に応じ個別対応
	輸送手段	市保有車両及び福祉事業者へ協力依頼	市保有車両及び福祉事業者へ協力依頼
	避難経路	国道〇号ほか	国道〇号ほか
	避難先	〇〇施設、〇〇施設 個別避難計画による	〇〇施設、〇〇施設 個別避難計画による
	開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇
	完了予定	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇

まとめ		
23 避難誘導の確認		
着弾時刻	〇月〇日 〇〇 : 〇〇	
気象状況	天候 : 晴れ 気温 : 18℃ 風向 : 南西 風速 : 10m/s	
羽咋市災害対策本部	〇月〇日 〇〇 : 〇〇 設置	
避難指示時刻	〇月〇日 〇〇 : 〇〇	
広報方法	防災行政無線 広報車 安全・安心メール 羽咋市ホームページ LINE (SNS) 防災アプリ	
避難指示地区	〇〇地区 〇〇町、〇〇町、〇〇町	〇〇地区 〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町
対象世帯数	〇〇世帯	〇〇世帯
要避難者数	〇〇人	〇〇人
避難行動要支援者数	〇人(避難者数のうち)	〇人(避難者数のうち)
外国人等の数	〇〇人(登録のある人数)	〇〇人(登録のある人数)
避難所	〇〇施設	〇〇施設
避難者数	〇〇人/〇〇人収容予定	〇〇人/〇〇人収容予定
一時避難場所	〇〇施設	〇〇施設
避難経路	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可
職員配置	避難所 〇〇名 避難誘導 〇〇名	避難所 〇〇名 避難誘導 〇〇名
職員装備品	MCA無線 ほか	MCA無線 ほか
広域避難先	〇〇市〇〇町 〇〇施設 受入れの可否 可・否	〇〇市〇〇町 〇〇施設 受入れの可否 可・否
集団避難の集合場所	〇〇施設	〇〇施設
支援物資の発注	〇月〇日 〇〇 : 〇〇 品目	〇月〇日 〇〇 : 〇〇 品目
支援物資の配布	—	—
広域避難指示時刻	〇月〇日 〇〇 : 〇〇	
広報方法	防災行政無線 広報車 安全・安心メール 羽咋市ホームページ LINE (SNS) 防災アプリ	
避難経路	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可
職員配置	避難誘導 〇〇名	避難誘導 〇〇名
残留者の確認	職員、消防署員、消防団員 〇月〇日 〇〇 : 〇〇 開始	職員、消防署員、消防団員 〇月〇日 〇〇 : 〇〇 開始
集団避難車両 要請日時	バス 〇〇台 〇月〇日 〇〇 : 〇〇	バス 〇〇台 〇月〇日 〇〇 : 〇〇
避難開始時間	〇月〇日 〇〇 : 〇〇	〇月〇日 〇〇 : 〇〇
避難完了予定	〇月〇日 〇〇 : 〇〇	〇月〇日 〇〇 : 〇〇

避難実施要領

航空機攻撃の場合

羽 咋 市

1 事態の状況、避難の必要性

兆候を察知することは比較的容易ではあるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

航空機による自爆テロの特徴として、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

2 市の体制

3 避難誘導の方法

4 着弾時の対応

5 その他の留意点

※対応については、弾道ミサイル攻撃（パターン3）に準じて実施する。

(省略)

航空機攻撃のパターン

様 式	(記載例) 避 難 実 施 要 領
	羽咋市長 ○○ ○○
	○月 ○日 ○時 ○分現在
※国の避難措置の指示、県の避難の指示によって内容を変更する。 避難の時期、避難経路、交通手段を国、県が市に指示するので変更する	

1 警報の内容	
戦闘機による攻撃前	
発生時刻	20 年 ○月 ○日 ○○○ 頃
発生場所	ー 付近
実効の主体	○○○ 国
事案の概要	弾道ミサイルの発射準備が認められる。
気象状況	天候：晴れ 気温： 18℃ 風向： 南西 風速： 10m/s
事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項 戦闘機による航空攻撃。 ○○県より某国からの爆撃機が、本市方面へ飛来予測との連絡があった。 攻撃目標が判断できないことから、屋内避難の指示を行い、着弾の情報により「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用した対応を取る。	
戦闘機による攻撃予測	
発生時刻	20 年 ○月 ○日 ○○○ 頃
発生場所	羽咋市○○町 付近
実効の主体	○○○ 国
気象状況	天候：晴れ 気温： 18℃ 風向： 南西 風速： 10m/s
事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項 個人所有の小型飛行機 本日、○○：○○と○○：○○頃、○県と○県のダムで小型飛行機の墜落事故が発生した。国から国内のライフライン施設に対する警戒指示が出され、市では○○地区のダム施設の警戒を実施。その後、県から「○県から小型飛行機が離陸し、当市に向かっている」との情報があり、○○地区のダム施設が攻撃目標である場合に備え、施設流域の住民を避難させる必要がある。 ダムに墜落した場合、ダムの決壊による放水で、河川堤防が決壊する可能性があるため、可能な限り事前に難を実施する。	

2 避難の指示	
①県からの避難の指示内容	
攻撃前	
爆撃機が飛来。本市が攻撃目標になっているか不明。投下物の内容についての情報もない。 爆撃機が本市上空を通過した場合、爆発物の投下が予想される。攻撃目標が確認できないことから、市域全体で屋内避難を実施。本市域内への爆発物の投下情報が確認された場合は、「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用した対応を取る。	
攻撃予測	
避難該当地区の住民を、自家用車又は公用車で〇〇施設、〇〇施設へと避難させる。	
3 避難誘導の概要	
②市からの指示(要避難地域、避難先地域、措置の概要、避難の方法等)	
攻撃前	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	屋内避難。屋内へ避難できない場合は、構造物に身を隠すか、なるべく姿勢を低くして対応。
避難開始日時	飛来予定時刻が事前に判明していれば、1時間前より屋内避難指示を行う。
完了予定日時	爆撃機による爆弾投下がなければ、機影が確認できなくなった時点で避難指示を解除。 被害が発生した場合は、投下物、災の処理がすべて終了し、安全が確保された段階で、避難指示を解除。
攻撃予測	
要避難地域	〇〇 地域（別紙：地域特性に関する説明）
避難施設	〇〇施設、〇〇施設
避難先と避難誘導の方針	ダム施設への立ち入り禁止、交通規制を行う。〇〇地域での避難広報を実施。市職員、福祉事業所と共同で住民避難、要配慮者の介助等を行い、避難を完了させる。 下流の国道〇号、国道〇号は〇〇：〇〇から通行止め。
避難開始日時	〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇
完了予定日時	—

4 事態の特性で留意すべき事項

攻撃前

(1) 事態の特性

- ① 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難を市域全域でとる必要がある。
- ② 落下物による破壊、火災が発生した場合は、「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用し、避難範囲等の設定などの対応を行う。

攻撃予測

(1) 事態の特性

- ① 当市のダム施設が攻撃目標と思われるが、他の場所に墜落する可能性もある。
- ② 避難対象地区以外の市民に対して、堅牢な建物での屋内避難を指示。
- ③ ダム施設内に墜落した場合は、油等の流出による水の汚染で、長期にわたり環境に影響を及ぼす可能性もある。

(2) 地域の特性

- ① 地域の結びつきが強く町内会単位の行動が期待できる。また、要支援者の避難には、町内と連携して介助者を派遣して避難を行う。

5 要避難地域周辺の地図

住宅地地図を準備

(1) 要避難地域全域の地図

- ① 着弾地点を中心にした地図をA0サイズで準備。
- ② 災害対策本部に5部、現地調整所に2部の合計7部を準備し、担当職員に持たせる。

(2) 各町会の住宅地図

- ① 残留者の調査に使用するため、A4サイズで準備。
- ② 調査用に2部、避難所に2部の合計4部を準備し、担当職員に持たせる。

6 関係機関の措置		
発射前		
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。	
石川県危機対策課	076-225-1482	
羽咋消防署	0767-22-7812	
羽咋警察署	0767-22-0110	
陸上自衛隊第 1 4 普通科連隊 金沢海上保安庁		
着弾後		
措置の概要	①環境安全課 防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ、SNS による情報発信。 屋内避難指示、及び経過情報の伝達。 警察、自衛隊への本部設置連絡と投下物の対応準備を依頼。 ②秘書課 報道関係への連絡、会見。 ③消防署 落下物による火災及び救急事案への対応準備 ④各施設管理者 利用者の安全確保、避難行動の誘導。 ⑤警察・自衛隊 落下物の対応準備。	
連絡調整先	市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。	
職員の派遣	①県対策本部：市職員 2 名を派遣 ②現地調整所：市職員 2 名を派遣 ※国の現地対策本部が設置された場合も職員を派遣する。	

7 住民の行動（基本事項）	
攻撃前	
（１）屋内にいる場合 ①非常持出し品を準備するとともに、防災行政無線、安全・安心メール、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。 ②ドアや窓を全部閉め、換気扇を止めるなど外気から出来るだけ遮断されるようにする。	
（２）屋内にいない場合 ①できる限り、近隣の堅牢な建物等への避難を行う。	
着弾後	
（１）集合場所への移動は原則として徒歩により行う。 （２）担当職員は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。 （３）町内ごとの避難場所には、各世帯、事業所等の単位で移動する。 （４）自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例によって避難させる。 （５）市民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。 （６）避難の指示があったら、出火防止対策を行い、施錠等を行う。 （７）隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難する。	

8 避難に際しての留意事項	
避難の心得 安全確保・服装	①金銭・貴重品、マイナンバーカードや運転免許証など身分証明証。 ②最小限の着替えや日用品、非常持出し品等を携行する。 ③避難の際には、風下を避けるとともに、手袋、帽子、ゴーグル、マスクなどを準備し、着用すること。 ④降雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要。
避難所での対応	①避難所に到着した場合は、自主防災組織のリーダー、町会長などのものと集合する。 ②体調不良の場合は、体調の変調に注意し、悪化した場合は救急車を呼ぶ。

9 避難の方法に関する事項（法第 61 条第 2 項第 1 号）			
要避難地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
要避難者数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
うち避難行動要支援者数	〇名	〇名	〇名
外国人等の数	〇名	〇名	
避難先地域	〇〇	〇〇	〇〇
一時集合場所及び集合方法	直接避難	直接避難	直接避難
集合時間	〇〇時を目途	〇〇時を目途	〇〇時を目途
避難経路	国道〇〇号	国道〇〇号	市道〇〇号線
避難手段	自家用車・徒歩	自家用車・徒歩	自家用車・徒歩
避難開始日時			

10 避難住民の誘導に関する事項（法第 61 条第 2 項 2 号）			
職員の配置場所	〇〇中学校	〇〇公民館	〇〇小学校
職員の配置人数	〇名	〇名	〇名
職員間の連絡方法	M C A 無線 モバイル 周辺の地図	M C A 無線 モバイル 周辺の地図	M C A 無線 モバイル 周辺の地図
市民の避難誘導方針			
避難行動要支援者の 避難誘導方針			
残留者の確認方法			

11 避難の実施に関し必要な事項（法第 61 条第 2 項第 3 号）				
避難施設	名称	〇〇中学校	〇〇公民館	〇〇小学校
	所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
	連絡先	****-**-****	****-**-****	****-**-****
避難に当たっての留意事項	（携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援）			
追加情報の伝達方法				

12 避難施設			
避難先地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
避難施設名	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C
所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
収容可能人数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
連絡先	****-**-****	****-**-****	****-**-****
連絡担当者	〇〇〇〇 ***-****-****	〇〇〇〇 ***-****-****	〇〇〇〇 ***-****-****
その他注意事項	全施設を利用 他の利用は無い	全施設を利用 他の利用は無い	全施設を利用 他の利用は無い

13 一時集合場所			
避難先地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
一時集合場所	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C
集合時間	〇〇：〇〇	〇〇：〇〇	〇〇：〇〇
所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
収容可能人数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
連絡先	****-**-****	****-**-****	****-**-****
連絡担当者	〇〇〇〇 ***-****-****	〇〇〇〇 ***-****-****	〇〇〇〇 ***-****-****
その他注意事項			

14 交通規制など		
交通規制	実施者の確認	羽咋警察署
	規制にあたるたる人数	〇〇人程度
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。
警備体制	実施者の確認	羽咋警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。
15 支援物資の提供方法		
支援物資	広報車による配送	—
	避難所担当職員による配送	—
	業者による配送	—

16 避難手段		
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（要支援者用の車）	
輸送手段の詳細	種類（車種等）	
	台数	
	輸送可能人数	
	連絡先	
輸送力の配分		
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、避難施設まで市の裕車両による搬送を行う。
	その他（けが人等）	市内の病院及び隣接市の病院と調整し、救急車・ドクターヘリによる搬送を行う。

17 避難経路（県対策本部から指示された経路・交通手段）		
緊急輸送道路	のと里山海道	通行 可 ・ 否
	国道１５９号	通行 可 ・ 否
	国道２４９号	通行 可 ・ 否
	国道４１５バイパス	通行 可 ・ 否
	県道若部千里浜インター線の一部	通行 可 ・ 否
主要な市道	県道２号線	通行 可 ・ 否
	県道若部千里浜インター線の一部	通行 可 ・ 否
	市道羽咋２８６号線	通行 可 ・ 否
	市道越路野９７号線他（サンセットライン）	通行 可 ・ 否

18 誘導職員の配置方法			
避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として、配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。			
連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。			
①報告・連絡・相談			
避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行う。 現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。			
②配置場所			
避難場所（避難者の誘導・連絡を行う）			
主要な交差点（警察署と協力する）			
※配置図・配置表を作成し、職員名と連絡先を記載する。			
配置人数	現地調整所	2名（公用車で移動）	
	避難場所近く	2名（公用車で移動）	
	主要な交差点	1名（公用車で移動）	
携帯品	MCA無線・食料・飲料水・防護服		
※配置表	要避難地域	〇〇地区	
	〇〇避難所	ライフ 〇〇〇〇・〇〇〇〇	***-*****-***・MCA
	国道〇号中央町	パジェロ 〇〇〇〇	***-*****-***・MCA
	県道〇号線猫の目	ハイゼット 〇〇〇〇	***-*****-***・MCA
	市道〇号線太田	クリッパー 〇〇〇〇	***-*****-***・MCA

19 誘導に際しての留意事項	
職員の心得 安全確保・服装	①避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ②防災服、反射ベストなどを着用すること。 ③避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 ④正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ⑤判断に迷った場合は現地調整所に報連相を行い、指示を仰ぐ。 ⑥避難誘導の際には、風下を避けるとともに、手袋、帽子、ゴーグル、マスクなどを準備すること。

20 情報伝達	
伝達ツール	防災行政無線、広報車、安全・安心メール、羽咋市ホームページ、LINE（SNS）、防災アプリなど
避難実施要領の住民への伝達方法	①担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ②爆心地に特に近接する〇〇地区に住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。 ③担当職員は、要避難地域内に在る町会長、自主防災会長などに情報を伝達し、住民への周知を依頼する。 ④民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織、福祉事業所などと連携し、要配慮者への伝達を行う。 ⑤報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。 ⑥非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオなどを活用し、情報の収集に努めるよう促す。

21 残留者の確認方法	
確認者	市職員・消防署員・消防団・町会役員
開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇 開始
終了時間	〇月〇日 〇〇：〇〇 までに活動を終了
場所	〇〇地区（〇〇町、〇〇町） 〇〇地区（〇〇町、〇〇町、〇〇町）
方法	①広報車、防災無線による呼びかけ ②戸別訪問（住宅地図・住民一覧を準備）
措置	①残留者に対し、避難するよう説得する。 ②残留の状況について把握しておく。

22 避難行動要支援者の避難方法			
避難行動要支援者への支援	実施単位	〇〇地区	〇〇地区
	対象者	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別対応	身体状況に応じ個別対応
	輸送手段	市保有車両及び福祉事業者へ協力依頼	市保有車両及び福祉事業者へ協力依頼
	避難経路	国道〇号ほか	国道〇号ほか
	避難先	〇〇施設、〇〇施設 個別避難計画による	〇〇施設、〇〇施設 個別避難計画による
	開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇
	完了予定	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇

まとめ		
23 避難誘導の確認		
着弾時刻	〇月〇日 〇〇：〇〇	
気象状況	天候：晴れ 気温：18℃ 風向：南西 風速：10m/s	
羽咋市災害対策本部	〇月〇日 〇〇：〇〇 設置	
避難指示時刻	〇月〇日 〇〇：〇〇	
広報方法	防災行政無線 広報車 安全・安心メール 羽咋市ホームページ LINE（SNS） 防災アプリ	
避難指示地区	〇〇地区 〇〇町、〇〇町、〇〇町	〇〇地区 〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町
対象世帯数	〇〇世帯	〇〇世帯
要避難者数	〇〇人	〇〇人
避難行動要支援者数	〇人（避難者数のうち）	〇人（避難者数のうち）
外国人等の数	〇〇人（登録のある人数）	〇〇人（登録のある人数）
避難所	〇〇施設	〇〇施設
避難者数	〇〇人/〇〇人収容予定	〇〇人/〇〇人収容予定
一時避難場所	〇〇施設	〇〇施設
避難経路	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可
職員配置	避難所 〇〇名 避難誘導 〇〇名	避難所 〇〇名 避難誘導 〇〇名
職員装備品	MCA無線 ほか	MCA無線 ほか
広域避難先	〇〇市〇〇町 〇〇施設 受入れの可否 可・否	〇〇市〇〇町 〇〇施設 受入れの可否 可・否
集団避難の集合場所	〇〇施設	〇〇施設
支援物資の発注	〇月〇日 〇〇：〇〇 品目	〇月〇日 〇〇：〇〇 品目
支援物資の配布	—	—
広域避難指示時刻	〇月〇日 〇〇：〇〇	
広報方法	防災行政無線 広報車 安全・安心メール 羽咋市ホームページ LINE（SNS） 防災アプリ	
避難経路	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可	国道〇号 通行 可・不可 県道〇号線 通行 可・不可
職員配置	避難誘導 〇〇名	避難誘導 〇〇名
残留者の確認	職員、消防署員、消防団員 〇月〇日 〇〇：〇〇 開始	職員、消防署員、消防団員 〇月〇日 〇〇：〇〇 開始
集団避難車両 要請日時	バス 〇〇台 〇月〇日 〇〇：〇〇	バス 〇〇台 〇月〇日 〇〇：〇〇
避難開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇
避難完了予定	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇

避難実施要領

原子力関連施設等が攻撃目標になりうる場合

羽 咋 市

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。知事は、避難措置に基づき、避難の指示を行った。

市は、住民に対し、警報発令、避難指示等を伝達するとともに、住民がとるべき行動等について周知し、住民の避難を行う。

原子力事業所の爆破や攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。建物・ライフラインが機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたす恐れがある。

留意事項

- ①武装工作員等により原子力事業所が攻撃された場合、「武力攻撃原子力災害」として公示される。基本指針上では、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、「防災基本計画（原子力災害対策編）」の定めと同様の措置を講ずることを原則とされている。
- ②被害を避けるため、警察による立ち入り禁止区域の設定や、消防機関による警戒区域の設定を行い、住民の立ち入りを規制する。また、さらなる発電所及び住民への攻撃を防ぐために、自衛隊や海上保安庁による警戒を実施することとしている。
- ③武装工作員等の少人数で、沿岸に侵入した小型船舶等から、特定の目標に対する指令誘導装置を使ったミサイル等による攻撃も考えられる。

2 市の体制

市は、弾道ミサイルによる武力攻撃事態、又は沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する指令誘導装置を使ったミサイル等による攻撃、及び緊急対処事態等に対し羽咋市国民保護対策本部を設置し、適切な措置を講じる。

留意事項

- ①実際に弾道ミサイルが発射され警報等が発令された場合、又は沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する指令誘導装置を使ったミサイル等による攻撃された場合は、全職員の動員体制で、情報の伝達、避難誘導、救護活動及び被害対処等の応急対応を行う。
- ②特に、応急対応の初動期は消防、警察、関係機関等と緊密な連携を図り、迅速、的確かつ一体的に国民防護措置を実施する。
- ③誘導等にあたる職員は、腕章等を着用し、身分証明書、携帯電話、警笛等を携帯し、冷静沈着に、毅然として活動する。
- ④屋外の防災活動にあたる場合、住民及び誘導員等の安全確保を優先する。また、不審な事象等を発見した場合、警察へ通報するか対策本部へ連絡する。
- ⑤生物化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導等にあたる市職員、消防署員及び消防団員等に防護服、マスク等を着用させる。

3 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射され、市域が着弾予測地域に含まれる場合においては、市は防災行政無線、広報車等を最大限に活用し、速やかに住民に警報の発令、避難の指示等を伝達し、住民を屋内等に避難させる。

留意事項

- ①住民が、テレビ、ラジオ、防災行政無線等から情報を確認し、避難時には誘導員等の指示に従い、落ち着いて行動するよう周知する。
- ②弾道ミサイル発射の警報が発令されたときの住民がとるべき対応は、あらかじめ周知徹底する。住民がとるべき対応（避難行動）については、近傍の屋内に避難することとし、可能な限りコンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましい。
屋内避難では、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気をできるだけ遮断される状態になるように周知する。
- ③弾道ミサイル発射の警報が発令されたときは、車両内に在る者に対しては、車両を道路外の場所にとめるよう周知する。
ただし、やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法で止めるよう周知する。
- ④外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰（ガラス張りの建築物の下は避ける）に留まるとともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。
- ⑤避難するときは、電気、ガス、水道等の元栓を閉め、戸締りを行うよう周知する。
- ⑥要避難地域以外の住民は、外出を控え避難の交通確保に協力するよう周知する。
- ⑦防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトや羽咋市公式サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させるよう努める。
- ⑧着弾予測地域（近隣の県も含む）や通過予想地域の場合は、全国瞬時警報システム（J-alert）により防災行政無線のサイレンが自動起動し緊急放送が行われ、かつ羽咋市安全・安心メールによる情報伝達が行われ、状況に応じて市からの放送が行われることを周知する。
- ⑨住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線や羽咋市安全・安心メール、テレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

弾道ミサイルが着弾した場合、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知するとともに、着弾地点周辺には、一般の住民は、近づかないように周知する。
また、着弾後の状況を踏まえ、速やかに避難等の指示を発令する。

4 着弾時の対応

留意事項

- ①住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡するよう周知する。

5 その他の留意点

- ①自力での歩行が困難な避難行動要支援者は、迅速な屋内避難についての問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行っておく。
- ②住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、集客施設や店舗等に対して、協力をお願いする。
- ③避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。また、夜間においては、照明を配置し、住民の不安を和らげることも必要である。

原子力施設への攻撃のパターン

様 式	(記載例) 避 難 実 施 要 領
	羽咋市長 ○○ ○○
	○月 ○日 ○時 ○分現在
※国の避難措置の指示、県の避難の指示によって内容を変更する。 避難の時期、避難経路、交通手段を国、県が市に指示するので変更する	

1 警報の内容	
原子力施設への攻撃	
発生時刻	20 年 ○月 ○日 ○○○ 頃
発生場所	志賀原子力発電所 付近
実効の主体	所属不明のテログループ
事案の概要	志賀原子力発電所構内で爆発が発生、ミサイル指令誘導装置を持った、テログループと警察が発電所建屋付近で対峙。
気象状況	天候：晴れ 気温： 18℃ 風向： 南西 風速： 10m/s
事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項 原子力格納庫に被害が及ぶ可能性があるため、周辺地域の住民等を早急に避難させる必要がある。 対応には相応の時間を要することが予測され、加えて事態の拡大も懸念されることから、数日間は避難施設にとどまる可能性も考慮する必要がある。	
対策本部設置後	
発生時刻	20 年 ○月 ○日 ○○○ 頃
発生場所	志賀原子力発電所 付近
実効の主体	所属不明のテログループ
気象状況	天候：晴れ 気温： 18℃ 風向： 南西 風速： 10m/s
事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項 あらかじめ指定する職員○名をオフサイトセンターに派遣し、発電所内や関係機関の情報を共有し、各機関と活動内容を調整し、国、県その他関係機関とともに対応方針決定会議等に参加して避難等の対応方針を決定する。	

2 避難の指示
県からの避難の指示内容
原子力施設への攻撃
周辺地域の住民等を早急に避難させるための、準備の指示。
対策本部設置後
志賀原子力発電所から半径30kmの範囲にある地域。

3 避難誘導の概要	
市からの指示(要避難地域、避難先地域、措置の概要、避難の方法等)	
原子力施設への攻撃	
要避難地域	志賀原子力発電所から半径30kmの範囲にある地域
避難先	市防災計画に基づく、金沢市内の避難所
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民に対し、避難の準備をさせ、状況の推移を注視し、さらに広域的な避難が必要となる可能性を考慮し、他市町や関係機関と避難の調整を行う。
避難開始日時	—
完了予定日時	—
対策本部設置後	
要避難地域	志賀原子力発電所から半径30kmの範囲にある地域
避難施設	市防災計画に基づく、金沢市内の避難所
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民を金沢市内へ避難させ、状況の推移を注視し、さらに広域的な避難が必要となる可能性を考慮し、他市町や関係機関と避難の調整を行う。
避難開始日時	〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇
完了予定日時	—

4 事態の特性で留意すべき事項	
原子力施設への攻撃	
(1) 事態の特性 ①自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 ②担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 ③市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設などに対して協力を依頼する。	
対策本部設置後	
(1) 事態の特性 ①要避難地域内の避難誘導にあたっては、県警察、自衛隊と連携し、事案に関する情報を常に入手して、安全を確保しながら行うこと。 (2) 地域の特性 ①地域の結びつきが強く町内会単位の行動が期待できる。また、要支援者の避難には、町内と連携して介助者を派遣して避難を行う。	

5 要避難地域周辺の地図	
住宅地地図を準備	
(1) 要避難地域全域の地図 ①着弾地点を中心にした地図をA0サイズで準備。 ②災害対策本部に5部、現地調整所に2部の合計7部を準備し、担当職員に持たせる。 (2) 各町会の住宅地図 ①残留者の調査に使用するため、A4サイズで準備。 ②調査用に2部、避難所に2部の合計4部を準備し、担当職員に持たせる。	

6 関係機関の措置		
原子力施設への攻撃		
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。	
石川県危機対策課 羽咋消防署 羽咋警察署 陸上自衛隊第14普通科連隊 金沢海上保安庁	076-225-1482 0767-22-7812 0767-22-0110	
措置の概要	①県：緊急対処事態対策本部設置 ②県警察：立入禁止区域設定、交通規制、避難誘導を実施 ③消防：消防警戒区域を設定、負傷者の救助・搬送 ④自衛隊：発電所周辺の警戒、県警察の交通規制に協力 ⑤海上保安部：周辺海域の警戒、県警察の交通規制に協力	
連絡調整先	市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。	
職員の派遣	①県対策本部：市職員2名を派遣 ②現地調整所：市職員2名を派遣 ※国の現地対策本部が設置された場合も職員を派遣する。	

7 住民の行動（基本事項）	
原子力施設への攻撃	
(1) 屋内にいる場合 ①非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。 ②屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。 ③現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠しブレーカーを切る。 ④出火防災対策を行う。 ⑤危険動物の逸走対策を行う。	
対策本部設置後	
(1) 自家用車等で避難できる者は、自家用車等で直接避難する。 (2) 担当職員は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。 (3) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例によって避難させる。 (4) 市民以外の滞在者についても、避難誘導を行う。 (6) 避難の指示があったら、出火防止対策を行い、施錠等を行う。 (7) 隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難する。	

8 避難に際しての留意事項	
避難の心得 安全確保・服装	①金銭・貴重品、マイナンバーカードや運転免許証など身分証明証。 ②最小限の着替えや日用品、非常持出し品等を携行する。
避難所での対応	①避難所に到着した場合は、自主防災組織のリーダー、町会長などのもとに集合する。 ②体調不良の場合は、体調の変調に注意し、悪化した場合は救急車を呼ぶ。

9 避難の方法に関する事項（法第 61 条第 2 項第 1 号）			
要避難地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
要避難者数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
うち避難行動要支援者数	〇名	〇名	〇名
外国人等の数	〇名	〇名	
避難先地域	〇〇	〇〇	〇〇
一時集合場所及び集合方法	直接避難	直接避難	直接避難
集合時間	〇〇時を目途	〇〇時を目途	〇〇時を目途
避難経路	国道〇〇号	国道〇〇号	市道〇〇号線
避難手段	自家用車・徒歩	自家用車・徒歩	自家用車・徒歩
避難開始日時			

10 避難住民の誘導に関する事項（法第 61 条第 2 項 2 号）			
職員の配置場所	〇〇中学校	〇〇公民館	〇〇小学校
職員の配置人数	〇名	〇名	〇名
職員間の連絡方法	MCA 無線 モバイル 周辺の地図	MCA 無線 モバイル 周辺の地図	MCA 無線 モバイル 周辺の地図
市民の避難誘導方針			
避難行動要支援者の 避難誘導方針			
残留者の確認方法			

11 避難の実施に関し必要な事項（法第 61 条第 2 項第 3 号）				
避難施設	名称	〇〇中学校	〇〇公民館	〇〇小学校
	所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
	連絡先	*****-**-*****	*****-**-*****	*****-**-*****
避難に当たっての留意事項		（携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援）		
追加情報の伝達方法				

12 避難施設			
避難先地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
避難施設名	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C
所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
収容可能人数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
連絡先	****-**-****	****-**-****	****-**-****
連絡担当者	〇〇〇〇 ***-***-****	〇〇〇〇 ***-***-****	〇〇〇〇 ***-***-****
その他注意事項			

13 一時集合場所			
避難先地域	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
一時集合場所	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C
集合時間	〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇
所在地	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇	〇〇町〇〇番地〇
収容可能人数	〇〇名	〇〇名	〇〇名
連絡先	****-**-****	****-**-****	****-**-****
連絡担当者	〇〇〇〇 ***-***-****	〇〇〇〇 ***-***-****	〇〇〇〇 ***-***-****
その他注意事項	全施設を利用 他の利用は無い	全施設を利用 他の利用は無い	全施設を利用 他の利用は無い

14 交通規制など		
交通規制	実施者の確認	羽咋警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。
警備体制	実施者の確認	羽咋警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。

15 支援物資の提供方法		
支援物資	広報車による配送	—
	避難所担当職員による配送	—
	業者による配送	—

16 避難手段		
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（要支援者用の車）	
輸送手段の詳細	種類（車種等）	
	台数	
	輸送可能人数	
	連絡先	
輸送力の配分		
その他輸送手段	自力避難ができる者	自家用車等により自力で避難できる場合は、避難所及び避難経路を示して、自家用車で避難する。
	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、避難施設まで市の裕車両による搬送を行う。
	その他（けが人等）	市内の病院及び隣接市の病院と調整し、救急車・ドクターヘリによる搬送を行う。

17 避難経路（県対策本部から指示された経路・交通手段）		
緊急輸送道路	のと里山海道	通行 可 ・ 否
	国道１５９号	通行 可 ・ 否
	国道２４９号	通行 可 ・ 否
	国道４１５バイパス	通行 可 ・ 否
	県道若部千里浜インター線の一部	通行 可 ・ 否
主要な市道	県道２号線	通行 可 ・ 否
	県道若部千里浜インター線の一部	通行 可 ・ 否
	市道羽咋２８６号線	通行 可 ・ 否
	市道越路野９７号線他（サンセットライン）	通行 可 ・ 否

18 誘導職員の配置方法

避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として、配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。

連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。

①報告・連絡・相談

避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行う。
現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。

②配置場所

避難場所（避難者の誘導・連絡を行う）
主要な交差点（警察署と協力する）
※配置図・配置表を作成し、職員名と連絡先を記載する。

配置人数	現地調整所	2 名（公用車で移動）	
	避難場所近く	2 名（公用車で移動）	
	主要な交差点	1 名（公用車で移動）	
携帯品	M C A 無線・食料・飲料水・防護服		
※配置表	要避難地域	〇〇地区	
	〇〇避難所	ライフ 〇〇〇〇・〇〇〇〇	***-****-****・M C A
	国道〇号中央町	パジェロ 〇〇〇〇	***-****-****・M C A
	県道〇号線猫の目	ハイゼット 〇〇〇〇	***-****-****・M C A
	市道〇号線太田	クリッパー 〇〇〇〇	***-****-****・M C A

19 誘導に際しての留意事項

職員の心得
安全確保・服装

①避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。

②防災服、反射ベストなどを着用すること。

③避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。

④正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

⑤判断に迷った場合は現地調整所に報連相を行い、指示を仰ぐ。

⑥避難誘導の際には、風下を避けるとともに、手袋、帽子、ゴーグル、マスクなどを準備すること。

20 情報伝達	
伝達ツール	防災行政無線、広報車、安全・安心メール、羽咋市ホームページ、LINE（SNS）、防災アプリなど
避難実施要領の住民への伝達方法	①担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ②爆心地に特に近接する〇〇地区に住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。 ③担当職員は、要避難地域内に在る町会長、自主防災会長などに情報を伝達し、住民への周知を依頼する。 ④民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織、福祉事業所などと連携し、要配慮者への伝達を行う。 ⑤報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。 ⑥非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオなどを活用し、情報の収集に努めるよう促す。

21 残留者の確認方法	
確認者	市職員・消防署員・消防団・町会役員
開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇 開始
終了時間	〇月〇日 〇〇：〇〇 までに活動を終了
場所	〇〇地区（〇〇町、〇〇町） 〇〇地区（〇〇町、〇〇町、〇〇町）
方法	①広報車、防災無線による呼びかけ ②戸別訪問（住宅地図・住民一覧を準備）
措置	①残留者に対し、避難するよう説得する。 ②残留の状況について把握しておく。

22 避難行動要支援者の避難方法			
避難行動要支援者への支援	実施単位	〇〇地区	〇〇地区
	対象者	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別対応	身体状況に応じ個別対応
	輸送手段	市保有車両及び福祉事業者へ協力依頼	市保有車両及び福祉事業者へ協力依頼
	避難経路	国道〇号ほか	国道〇号ほか
	避難先	〇〇施設、〇〇施設 個別避難計画による	〇〇施設、〇〇施設 個別避難計画による
	開始時間	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇
	完了予定	〇月〇日 〇〇：〇〇	〇月〇日 〇〇：〇〇

まとめ		
23 避難誘導の確認		
着弾時刻	○月○日 ○○：○○	
気象状況	天候：晴れ 気温：18℃ 風向：南西 風速：10m/s	
羽咋市災害対策本部	○月○日 ○○：○○ 設置	
避難指示時刻	○月○日 ○○：○○	
広報方法	防災行政無線 広報車 安全・安心メール 羽咋市ホームページ LINE（SNS） 防災アプリ	
避難指示地区	○○地区 ○○町、○○町、○○町	○○地区 ○○町、○○町、○○町、○○町
対象世帯数	○○世帯	○○世帯
要避難者数	○○人	○○人
避難行動要支援者数	○人（避難者数のうち）	○人（避難者数のうち）
外国人等の数	○○人（登録のある人数）	○○人（登録のある人数）
避難所	○○施設	○○施設
避難者数	○○人/○○人収容予定	○○人/○○人収容予定
一時避難場所	○○施設	○○施設
避難経路	国道○号 通行 可・不可 県道○号線 通行 可・不可	国道○号 通行 可・不可 県道○号線 通行 可・不可
職員配置	避難所 ○○名 避難誘導 ○○名	避難所 ○○名 避難誘導 ○○名
職員装備品	MCA無線 ほか	MCA無線 ほか
広域避難先	○○市○○町 ○○施設 受入れの可否 可・否	○○市○○町 ○○施設 受入れの可否 可・否
集団避難の集合場所	○○施設	○○施設
支援物資の発注	○月○日 ○○：○○ 品目	○月○日 ○○：○○ 品目
支援物資の配布	—	—
広域避難指示時刻	○月○日 ○○：○○	
広報方法	防災行政無線 広報車 安全・安心メール 羽咋市ホームページ LINE（SNS） 防災アプリ	
避難経路	国道○号 通行 可・不可 県道○号線 通行 可・不可	国道○号 通行 可・不可 県道○号線 通行 可・不可
職員配置	避難誘導 ○○名	避難誘導 ○○名
残留者の確認	職員、消防署員、消防団員 ○月○日 ○○：○○ 開始	職員、消防署員、消防団員 ○月○日 ○○：○○ 開始
集団避難車両 要請日時	バス ○○台 ○月○日 ○○：○○	バス ○○台 ○月○日 ○○：○○
避難開始時間	○月○日 ○○：○○	○月○日 ○○：○○
避難完了予定	○月○日 ○○：○○	○月○日 ○○：○○